

平成5年度／6年度アフリカ青年招へい計画 実施協議調査団／計画打合せ調査団報告書

平成6年8月

国際協力事業団
研修事業部

平成6年8月

00
36
JAY
LIBRARY

青 業
J R
91-009

JICA LIBRARY

1122081 (1)

28387

平成5年度／6年度アフリカ青年招へい計画

実施協議調査団／計画打合せ調査団報告書

平成6年8月

国際協力事業団

研修事業部



ま え が き

青年招へい事業は、アセアンなどの国から将来の国造りを担う青年を招へいし、ホームステイや合宿セミナーなど日本青年との交流を通じ、各国との友好親善を深めることを目的とした事業です。その実施はアセアンを皮切りに昭和58年から開始し、招へい対象国も中国や韓国など徐々に加え、現在では31か国となり、10年目の今年には1万人目の招へいを達成しました。

アフリカは日本人にとってはなかなか馴染みのない地域ですが、昨年10月東京において「アフリカ開発会議」が開催されたことを契機に、日本政府は相互理解の促進のために、アフリカからも青年を招へいする計画を発表しました。この「アフリカ青年招へい計画」は、原則としてアフリカにある国すべてを対象とし、平成5年度には50人、次年度以降は倍の100人を招へいすることとなっており、その事業の実施を国際協力事業団（JICA）が執り行うことになりました。

JICAではこれまでもアフリカに対し各分野においてさまざまな協力を実施してきており、技術研修員の受け入れについても、平成4年度では641人（国際機関を通じた研修員も含む）の実績があり、こうした経験が本計画にも生かされるものと確信しております。

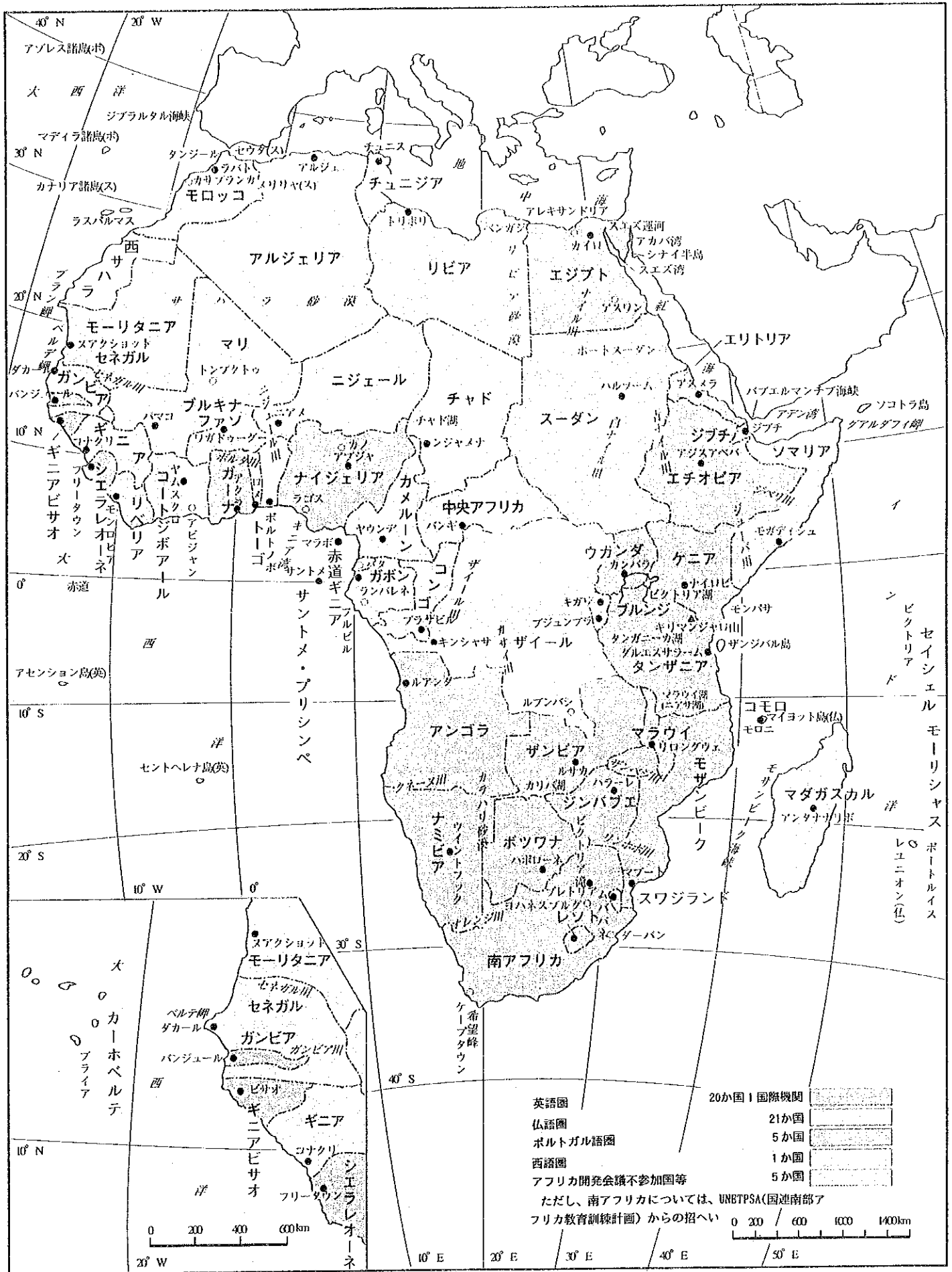
この報告書は、本計画に基づきアフリカの主要国との協議を行うために本年1月から派遣した6調査団の調査結果を取りまとめたものであり、併せて、この計画を始めるにあたっての経緯などを収録していますので、これが今後事業が実りあるものとして実施されていく際の参考となれば幸いです。

最後に、この計画の推進にあたってご協力いただいた関係各省庁、地方自治体、関係諸団体の方々に対し、心からお礼申し上げます。

平成6年8月2日

国際協力事業団
研修事業部長
庵 原 宏 義

アフリカ青年招へい計画招へい対象国



目 次

まえがき

アフリカ青年招へい計画招へい対象国地図（平成5年度）

I	平成5年度当初事業実施計画	1
	1. 青年招へい事業概要	3
	2. アフリカ青年招へい計画の目的	4
	3. 平成5年度事業実施日程	4
	4. 平成5年度事業対処方針	5
	(添付資料)	
	1. 外相スピーチ内容	13
	2. 口上書(案)	15
	3. General Information (GI) (英語、仏語)	19
	4. アプリケーション・フォーム	31
	5. ネームリスト・フォーム	36
	6. 国内プログラム日程案	37
II	今回調査の目的(平成5年度)	39
	1. 調査団派遣とその目的	41
	2. 派遣国および調査団員、日程	42
	3. 関係者事前打合せ会議の概要	43
III	平成5年度実施協議・調査団調査結果	45
III-1	第1調査団(東方面)調査結果	47
	1. 調査結果概要	49
	2. ジブティ	51
	3. エチオピア	53
	4. ケニア	55
	5. 英国(事前オリエンテーション・プログラム開催地)	58
III-2	第2調査団(南方面)調査結果	59
	1. 調査結果概要	61
	2. ザンビア	67

3. 南アフリカ	76
4. ボツワナ	80
5. マダガスカル	83
6. モーリシャス	88
Ⅲ-3 第3調査団(西方面)調査結果	91
1. 調査結果概要	93
2. セネガル	99
3. コートジボワール	105
4. ブルキナ・ファソ	111
5. ガボン	114
6. ギニア	117
Ⅲ-4 第4調査団(北方面)調査結果	121
1. 調査結果概要	123
2. エジプト	126
3. テュニジア	127
4. モロッコ	128
5. フランス(事前オリエンテーション・プログラム開催地)	130
Ⅲ-5 帰国報告会概要	131
Ⅳ 平成5年度招へい結果概要	137
1. 共通プログラム	145
2. 評価プログラム	146
3. プログラム監理業務の実施	147
4. 分野別プログラム	147
Ⅴ 平成6年度 当初実施計画	151
Ⅵ 平成6年度 計画打合せ調査団調査結果	173
Ⅵ-1 第1調査団調査結果	175
1. 対処方針	177
2. タンザニア	179
3. マラウイ	183
4. ジンバブエ	186
5. アンゴラ	189

6. モザンビーク	190
7. 5年度招へい青年との現地でのインタビュー結果	191
VI-2 第2調査団調査結果	193
1. 対処方針	195
2. ガーナ	198
3. レソト	202
4. 南アフリカ	206
5. 5年度招へい青年との現地でのインタビュー結果	210
VI 参考資料	211
1. アフリカ開発会議・資料	213
2. 5年度事業関連新聞記事	225

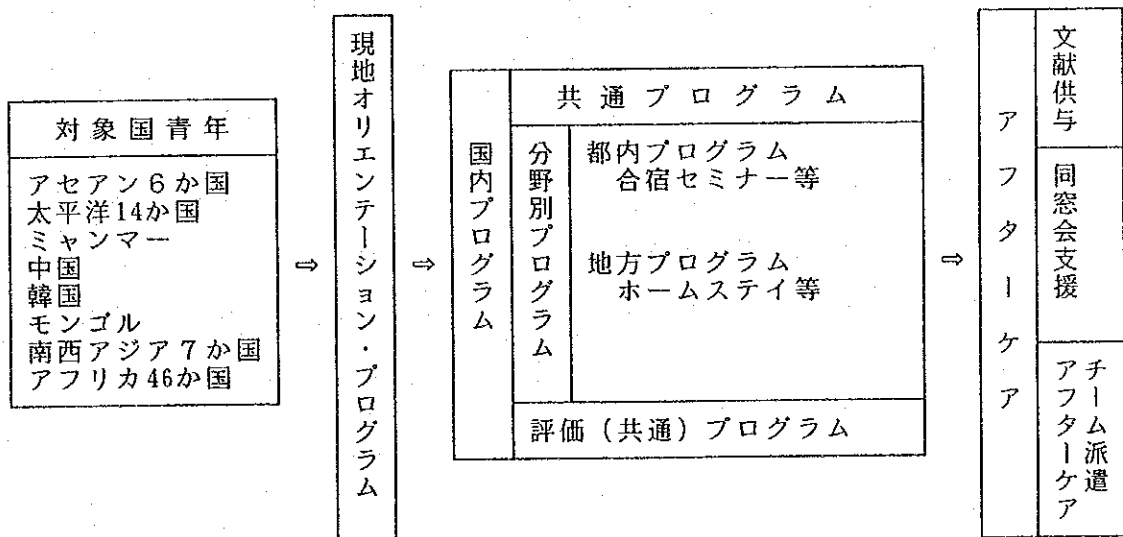
I 平成5年度 当初事業実施計画

1. 青年招へい事業概要

本事業は、アセアンをはじめとするアジア諸国ならびにアフリカ諸国から将来の国造りを担う青年を我が国に1か月間招へいし、各都道府県の諸団体の協力を得つつ同世代の日本青年、ホームステイ家庭等の幅広い日本側関係者との交流を通じ相互理解と友情を培かうとともに、21世紀に向けて日本とこれら諸国との間の確固たる友好親善関係の基礎を築くことを目的としている。

本事業のはじまりは、昭和58年5月の中曽根総理（当時）がアセアン諸国を訪問した際、「21世紀のための友情計画」を提唱し各国より賛同を得たことにより、翌昭和59年度からアセアン諸国を対象に開始した。その後、内外からの高い評価を踏まえ対象国を順次拡大し、太平洋諸国、ミャンマー、中国、韓国、南西アジア諸国、モンゴル、アフリカ諸国に至り、5年度の招へい青年計画数は1,360人となっており、本年8月には1万人目の招へい達成した。

〔青年招へい事業の流れ〕



2. アフリカ青年招へい計画の目的

冷戦終結後、アフリカ大陸においても政治・経済の両面で民主化および市場経済原理の導入等が図られているが、経済・社会基盤が脆弱なうえ、部族問題、モノカルチャー経済、自然災害等の要因も加わって、その経済状況は極めて不振であり、また、国際社会の関心は相対的に低下している。

こうした環境のもと、我が国は対アフリカ支援に関する積極的な姿勢を明らかにしているが、本事業は国造りを担うアフリカ青年を招へいし、交流と関係分野の研修を通じ我が国に対する理解の増進と各青年の知識と経験を広げるとともに、相互理解と友情を培い、我が国とアフリカ諸国との友好親善を図ることを目的としている。さらに、その体験がアフリカ諸国の開発への側面的な契機となることを期待する一方、日本国内のアフリカ諸国への理解とその支援の重要性を喚起することをも狙っている。

なお、本事業計画は、本年10月東京で開催されたフリカ開発会議において、開発に係る人的貢献策の一つとして、外相からアフリカ青年100人の招へい計画が提唱されたものに基づくものである。（平成5年度計画については同会議以降の招へいで下半期分のみという理由から50人。別添1に外相スピーチ内容）

3. 平成5年度事業実施日程

10月5～6日	アフリカ開発会議
10月中旬	在外公館（口上書案／GI送付）、JICA事務所指示
10月末～12月	調査団4チーム派遣
11月末目処	口上書交換
12月20日	アプリケーション提出締め切り、本省送付 ネームリストの本省回電 （JICA事務所を通じFAX送信）
1月14日	招へい青年の確定／受入回答
1月～2月	航空券の送付（第3国PTA）
2月17日	現地オリエンテーション・プログラム（ロンドン、パリ）
2月20日	来日（東京 19日欧州発）
3月21日	離日（大阪）

4. 平成5年度事業対処方針

(1) 招へい対象国

招へい対象国は10月に開催した「アフリカ開発会議」に参加したすべての国を対象とし、北アフリカを含む47か国（リビア、リベリア、ソマリア、スーダン、ザイールを除く）および1国際機関（南部アフリカ教育訓練計画：United Nations Educational and Training Programme for Southern Africa：UNETPSA）となり、英語圏と仏語圏（「ポ」語、西語を含む）の2グループで構成することとする。

なお、使用言語については別表に沿ってその言語ができる者の人選を相手側に依頼するが、英語と仏語が入れ替わっても差し支えない。

(2) 招へい分野

招へい分野についてはW I Dに配慮しつつ、中高等学校の女性教員とする。

なお、教育関係者、W I D活動家でも認める予定。

来年度については教員（教育）、公務員（経済開発等）を予定しており、調査団等を通じ招へい国の関心も聴取する。なお、来年度以降の来日時期は厳冬期を避け、アセアン青年等との交流もできるように工夫する（9月～10月頃の予定）。

(3) 対象国との口上書交換について

本事業の実施にあたっては、通常招へい対象国関係機関と5年間の討議議事録（R/D）を締結し、さらに毎年の招へい人数と分野を口上書交換にて確認しているが、アフリカについては招へい対象国が多く、また、各国の招へい数が若干名であることから、太平洋青年招へい計画に倣い口上書交換のみで実施することとする。なお、口上書交換は従来は相手国からの要請を受けた形としていたが、今回は在外大使館からジェネラル・インフォメーション（G I）、アプリケーション・フォーム（A P）を添付したうえ提出し、相手側の回答を得ることとする（別添2口上書、別添3 G I、別添4 A P参照）。

(4) 招へい対象国の窓口機関について

窓口機関は原則として技術協力の窓口機関とする。

場合によっては、青少年事業を所管する官庁でも差し支えないが、いずれにせよ口上書を発出する権限を有する機関であること。また、今年度の招へい分野である教育関係の官庁は避け、6年度以降予定している経済開発等の分野にも対応でき

る機関となるよう大使館に願います。

(5) 招へい青年数とその確定

50人。各国原則1名とする(9ページ参照)。

アプリケーションの提出締め切りは12月20日とするが、国内の受入準備の都合から前広に招へい青年に関する氏名、年齢等最低限の必要事項を記載したネームリスト(別添5に必要事項)を大使館から回電してもらうことを検討する。また、各国には必ず補欠も人選させ、招へいが見込まれない国が明らかとなった場合、その割り当て分については、数か国についてその国の規模、JICA事務所の有無等を勘案し複数名とする。

招へい青年は1月14日までに言語(グループ分け)も含めて確定し、受入回答を行う。

(6) 現地での大使館、JICA事務所の役割分担

今回は混乱を避けるため日本側の窓口は大使館に一本化する。従って、大使館のない国については兼轄担当の大使館に所管してもらう。

JICA事務所については所在国はもちろんのこと、所在国の日本大使館が兼轄する周辺国についてもアプリケーションの受領、航空券の受理等について可能な限り大使館の全面支援を行う体制を構築する。なお、上記のとおり、ネームリストならびにアプリケーションは各国日本大使館を通じて外務本省に送付(送信)することとなるが、兼轄国分も含めJICA事務所のほうで大使館から写しを入手し、FAXにて本部に送信することとする。

(10ページに各国日本大使館、事務所所在一覧)

(7) 招へい青年の査証取得等渡航前の準備について

旅券発給は招へい青年が出発までに間に合うように相手側窓口機関に注意を促す。

査証は日本大使館がある国(19か国)については自国で取得してもらい、日本大使館がない国については、ロンドン、パリで取得するよう指示する(本人出頭)。なお、ロンドン、パリでは査証取得が円滑に行くよう日本大使館(領事)に対して事前に外務本省から連絡し、現地プログラム監理員が側面支援を行う。

航空券は第3国PTAにて原則として日本大使館もしくはJICA事務所に送付する。

今回の招へいは冬場であるので、防寒に対応できる服を持参させるよう招へい青

年に助言しておくこと。なお、本事業では招へい青年1人に対して3万円の支度料を現地オリエンテーション・プログラム会場で支給するほか、本邦では防寒用のコートを用意してある。

(8) 現地オリエンテーション・プログラム

現地オリエンテーション・プログラム(註)は2月17日から2泊3日で英語使用者はロンドン、仏語使用者はパリで開催する。

当初、現地プログラムはナイロビとアビジャンでの開催としていたが、各国からの当該地へのアクセスならびに、マグレヴ諸国が加わったことにより不可能となったことから、現地プログラム監理員を本プログラム開催前の打合せのためにケニア、セネガルへ派遣し、情報収集を行うことを検討する。また、プログラム監理員は、特にフランスについて、本事業を熟知した人間の派遣を検討する。

欧州での宿舎は英国、フランス事務所から各国日本大使館、JICA事務所に事前通報することを検討するほか、招へい青年には欧州到着後空港からJICA事務所に連絡してもらう。ただし、空港送迎は行わない。

なお、フライトの都合がつかず17日以前の来欧となる場合は、英国もしくはフランスJICA事務所に事前通報を行い宿舎留保の変更等を手配する。

(註) 現地オリエンテーション・プログラム:

来日前に日本滞在中最低限必要な情報提供および日本人との交流に必要な日本語会話のレッスンを行なう。

(9) 国内受入体制

国内の受け入れについては2月20日受入で準備中である(別添6に国内プログラム日程案)。受入地としては本事業の地方展開の一環から大阪を中心とし、関西支部にその調整をあたらせることとする。業務委託先は初めてのアフリカ青年の受け入れであることを配慮して(財)日本国際協力センター(JICE)と、本事業も含め国際交流に実績のある大阪府が設置した(財)大阪府国際交流財団(OFIX)とする。

国内プログラムは従来どおり共通プログラムと分野別プログラム(註)で構成するが、教育と女性問題に配慮したものとする。

また、招へい青年の宿舎については新大阪国際センターを予定している。

(註) 共通プログラム:

我が国の歴史、文化、経済等の講義ならびに日本語学習を行なう。

分野別プログラム：

招へい青年の関係分野について、日本青年との合宿セミナー、関連機関の視察、講義等を行なう。また、2泊3日のホームステイ、見学旅行等も実施する。

アフリカ青年招へい計画各国別招へい青年数内訳一覧

英語圏19カ国1国連機関 仏語圏(「ポ」語圏、西語圏を含む) 29カ国 合計48カ国1国連機関	5年度		6年度		野	
	人数	件数	人数	件数	1	2
					女性教員	教育・経済開発
	20	1	1	1	1	2
	30	1	1	1	1	3
	50	2	2	2	2	5

英語使用圏(19カ国1国連機関)	仏語使用圏(仏語28カ国)			ポルトガル語使用圏(5カ国)		
	国名	人数	国名	人数	国名	人数
1	ボツワナ	1	アルジェリア	1	アンゴラ	1
2	エジプト	1	ベナン	1	カーボ・ヴェルデ	1
3	エチオピア	1	ブルキナ・ファソ	1	ギニア・ビサオ	1
4	エリトリア	1	ブルンジ	1	モザンビーク	1
5	ガンビア	1	カメルーン	1	サントメ・プリンシペ	1
6	ガーナ	1	中央アフリカ	1	(小計)	5
7	ケニア	1	チャード	1	スペイン語使用圏(1カ国)	10
8	レソト	1	コモロ	1	赤道ギニア	1
9	マラウイ	1	コンゴ	1	(小計)	1
10	モーリシャス	1	コート・ジボアール	1		2
11	ナミビア	1	ジブチ	1	(仏語、西語、「ポ」語小計)	29
12	ナイジェリア	1	ガボン	1		58
13	セイシエル	1	ギニア	1	未定分	2
14	シエラ・レオネ	1	マダガスカル	1	(注意)	4
15	スワジランド	1	マリ	1	5年度2名、6年度4名分については今後	
16	ウガンダ	1	モーリタニア	1	の各国の状況を見てから対象国を決定する。	
17	タンザニア	1	モロッコ	1		
18	ザンビア	1	ニジェール	1		
19	ジンバブエ	1	ルワンダ	1		
20	南アフリカ*	1	セネガル	1		
	*南アフリカ		トーゴ	1		
	教育イガラム(UNETPSA)		チュニジア	1		
(小計)		20	(小計)	22	合計	50
		40		44		100

アフリカ各国日本大使館・JICA事務所所在一覧

①大使館のある国	②右大使館が兼轄している国	③技協業務移譲が完了しているJICA事務所	④右事務所の分租地域のうち技協業務移譲されている国	⑤技協業務移譲が完了しているJICA事務所	⑥JOCV調整員事務所(参考)	⑦兼轄国も兼ねる大使館を支援するJICA事務所	合計	調査団派遣	派遣国
エジプト		エジプト				エジプト	1	第4調査団 11月25日 ～12月10日	エジプト モロッコ チュニジア アラブ アラブ アラブ アラブ
モロッコ		モロッコ				モロッコ	1		
チュニジア				チュニジア		チュニジア	1		
アルジェリア						モロッコ	1		
ケニア	ウガンダ セインシル ブルワンダ	ケニア	ウガンダ セイシェル		ブルンディ	ケニア	5	第1調査団 10月30日 ～11月12日	ケニア アオビ エジ アオビ 英国
エチオピア	エリトリア*			エチオピア		エチオピア	2		
タンザニア		タンザニア				タンザニア	1		
(フランス)	ジブチ					ケニア	1		
セネガル	ガンビア・ヴェルデ カニア・ビサウ モーリタニア マリ	セネガル	ガンビア			セネガル	6	第3調査団 A班 11月7日 ～11月20日 B班 11月7日 ～11月20日	セネガル ジボワール コート ブルキナ セネガル ガボン
中央アフリカ ギニア						ガーナ	2		
コート・ジボワール	リベリア・ファン アトゴ ベナン				コート・ジボワール ニジェール	ガーナ	5		
ガーナ	シラレオーネ	ガーナ				ガーナ	2		
ガボン	赤道ギニア チャド コンゴ コンゴ メ アンゴラ					ナイジェリア	5		
ナイジェリア				ナイジェリア		ナイジェリア	1		
カメルーン						ナイジェリア	1		
ザンビア	ボツワナ	ザンビア		マラウイ	ボツワナ	ザンビア マラウイ	3	第2調査団 A班 10月31日 ～11月13日	ザンビア ボツワナ マラウイ (英国)
南アフリカ	レストランド ナミビア					ザンビア	4		
ジンバブエ	アングラ				ジンバブエ	ザンビア	3	B班 10月31日 ～11月14日	ザンビア マダガスカル モーリシャス
マダガスカル	コモロ モーリシャス				タンザニア	タンザニア	3		
19	29	7	3	4	5	-	48		

添付資料

1. 外相スピーチ内容
2. 口上書（案）
3. General Information (GI)（英語、仏語）
4. アプリケーション・フォーム
5. ネームリスト・フォーム
6. 国内プログラム日程（案）

アフリカ開発会議
羽田副総理兼外務大臣の政策演説

平成 5 年 10 月 6 日

議長

御列席の皆様

昨日の会議冒頭に細川総理大臣は、我が国に相応しい貢献をアフリカにおいて行う決意を表明致しました。私は、この決意を民主化支援、経済改革支援、人造り協力、環境協力、そして効果的かつ効率的な支援の 5 つの柱に纏め、我が国の考えと具体的施策について述べたいと思います。

第 1 に、我が国はアフリカにおける政治プロセスの進展により一層協力して参ります。

アフリカ諸国が、民主化を実現し民意を結集していくことは、自らの発展と国造りの努力への国民の参加意識を高めていくために、欠くことの出来ないものであります。

我が国としては、アフリカにおける政治プロセスの進展を支援するため、これまで二国間での民主化支援要請に出来る限り前向きに応えたと共に、国連等による国際的な努力にも人的・資金的貢献の面で積極的な役割を果たして参りました。人的貢献について言えば、1989 年ナミビアの憲法制定議会選挙への監視要員の派遣を始め、過去 1 年をとってみてもアフリカ 10 か国における選挙監視に参加してきております。更にはモザンビークにおける国連平和維持活動に本年 5 月以来我が国の国際平和協力隊員 50 余名を派遣して参ります。

第 2 に、我が国はアフリカにおける経済改革を引き続き積極的に支援して参ります。

アフリカ諸国が推進している経済構造調整は、短期的には国民に大きな負担をかけることになりましたが、経済発展のための基盤強化に必要な試練であります。我が国としては、経済改革に取り組むアフリカ諸国を中心とする開発途上国を積極的に支援すべく、本年度より 3 年間に 6.5 億ドルから 7 億ドルのノン・プロジェクト無償援助を実施致して参ります。また、他の援助国とともに世銀によるアフリカ特別援助プログラム（SPA）の継続及び国際通貨基金（IMF）による拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の後継ファシリティーの必要性についても強く支持して参っているところであります。

なお、近い将来民主国家としての「新生南アフリカ」が誕生し、アフリカ大陸におけるより一層の経済発展をもたらす要因となることを期待したいと思っております。

第 3 に、我が国は人造りを積極的に支援して参ります。

人造りは、国家建設と経済開発を進める上で必要不可欠な要素であります。我が国は、アフリカ諸国に対しこれまで行ってきた様々な人造り協力を今後とも積極的に行っていく考えであります。更に、この「アフリカ開発会議」を記念して、「アフリカ青年招聘計画」を新

たに開始し、毎年アフリカ諸国の将来を担う青年百名を招聘し、我が国の青年との交流を図って行きたいと考えます。また、「アジアの経験とアフリカの開発」の議題の下での議論やアジア諸国における南南協力に対する関心を踏まえ、アジア・アフリカ・セミナーを明年アジア地域において開催したいと考えております。

第4に、我が国はアフリカの開発における環境問題に一層留意して参ります。

持続的な開発を進めるにあたっては、環境に対し適切に配慮する必要があります。我が国は、環境分野における2国間及び多国間政府開発援助を5年間で総額9000億から1兆円規模に大幅に拡充・強化することを昨年、国連環境開発会議（UNCED）において明らかにしました。

アフリカにおいては、我が国は、自然環境保全のための協力を実施してきており、今後とも生活環境整備も含め、積極的に取り組みたいと考えております。この観点から我が国は、サハラ以南のアフリカを広く対象として地下水開発・水供給拡充のため向こう3年間に2.5億から3億ドルの無償資金協力を行うことを含む協力構想を策定しました。この構想が、安全な水の確保に資することを期待します。

第5に、我が国は効果的かつ効率的な対アフリカ支援を目指して参ります。

我が国は、昨年、政府開発援助大綱を策定しましたが、アフリカに対してもその理念・原則に従って個々の国の発展段階に応じた肌理細やかな援助の実施を目指して参ります。このため、我が国は、援助について政策対話を強化し、アフリカ諸国のニーズを的確に把握するため、経済協力ミッションを積極的に派遣して参ります。

申し上げるまでもなく、開発途上国の持続的発展、世界経済への参加のためには援助のみならず貿易、投資、及び債務戦略をも含め包括的な取組みが必要であります。この関連で、アフリカ諸国の多くが経済基盤を置いている一次産品について、我が国は、市場原理を基本とした新たな対応及び国際協力のあり方を提言すべく作業を進めているところです。

御列席の皆様、

本年のアフリカ統一機構（OAU）首脳会議で行なわれたスピーチの中で、サリムOAU事務局長は「アフリカは自助努力の美德を育まなければならない。何故なら、他に選択肢はないからである。」と述べられたと承知しております。我が国としても友人の一人としてアフリカ諸国によるこうした自助努力が実を結ぶよう積極的に支援していく決意を改めて申し上げます。

御静聴有り難うございました。

（了）

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of (1) and, concerning the Invitation Programme for African Youth announced by His Excellency Tsutomu Hata, Minister for Foreign Affairs of Japan, at the Tokyo International Conference on African Development on October 6, 1993, has the honour to inform the latter that the Government of Japan is prepared to invite one or two (2) youth to Japan during Japanese fiscal year 1993 under the above-mentioned Invitation Programme in accordance with the general information (APPENDIX I) attached hereto, provided that the Government of (3) informs the Embassy of Japan as early as possible that the Government of (3) wishes to have one or two (2) youth participate in the Invitation Programme.

The Embassy of Japan has further the honour to inform the Ministry of (1) that, the smooth implementation of the said Invitation Programme, the Embassy of Japan needs to receive the duly filled application forms (APPENDIX II) enclosed herewith as well as the names of a candidate and a substitute for the Programme not later than December 20, 1993.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of (1) the assurance of its highest consideration.

1 : concerned Ministry being in charge

2 : adjective of the concerned country name

3 : formal name of country concerned

(Note Verbale)

The Ministry of (1) presents its compliments to the Embassy of Japan and, with reference to the latter's note verbale No. _____ dated _____ 1993, has the honour to inform the latter that the Government of (2) wishes to have one or two (3) youth participate in the Invitation Programme for African Youth during Japanese fiscal year 1993.

The Ministry of (1) avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurance of its highest consideration.

- 1 : concerned Ministry being in charge
- 2 : formal name of country concerned
- 3 : adjective of the concerned country name

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan Presents its compliments to the Ministry of (_____ 1 _____) and, with reference to the latter's Note Verbale No. _____ dated _____ 1993, has the honour to inform the latter that the Government of Japan has decided to invite one or two (_____ 2 _____) youth to Japan during Japanese fiscal year 1993 under the Invitation Programme for African Youth.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of (_____ 1 _____) the assurance of its highest consideration.

1 : concerned Ministry being in charge

2 : adjective of the concerned country name

INFORMATION
ON
THE INVITATION PROGRAMME
FOR AFRICAN YOUTH
DURING
JAPANESE FISCAL YEAR
1993

THE GOVERNMENT OF JAPAN

INFORMATION ON THE INVITATION PROGRAMME
FOR AFRICAN YOUTH
DURING JAPANESE FISCAL YEAR 1993

1. Introduction

"The Invitation Programme for African Youth" in 1993 J.F.Y. will be conducted by the Government of Japan under the technical cooperation scheme with a view to promoting youth exchange, and thus further fostering friendly relations between Japan and African countries.

Arrangements for conducting the programme are administered by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA), commissioned by the Government of Japan in collaboration with related organizations.

2. Purpose

The purpose of this programme is to provide the young people of Japan and Africa with the opportunities for close personal contacts by inviting to Japan the youth of African countries who will shoulder the task of future nation-building. It is anticipated that from such personal contacts, these youth can have the opportunity to discuss with their Japanese counterparts the future relations between Japan and African countries and to establish long-lasting relationship of shared peace and prosperity that is based upon mutual understanding, thereby fostering true friendship between Japan and African countries.

3. Programme

A model of the invitation programme is given in Annex.

4. Qualifications of Candidates

The candidates are expected to have the following qualifications:

- (1) To be nominated by the Government of each participating country in line with the procedures mentioned in 8 (1) below.
- (2) To have a sufficient command of spoken and written English.
- (3) To be in the age from twenty (20) to thirty-five (35) years old.
- (4) To be in good health, both mentally and physically, to undergo the programme.
(Pregnancy is regarded as a disqualifying condition.)

Note: Candidates are requested to submit the Medical History Questionnaire which is included in the application form mentioned in 8 (1) below.

5. Field of Participants

Female teacher (high school or junior high school)

6. Duration of the Programme in Japan

One (1) month, from February 20, 1994 to March 21, 1994

7. Language

The programme will be conducted in English, or through the interpretation of Japanese into English and vice versa.

8. Procedures for Application

- (1) The Government of each participating country takes necessary measures to nominate the appropriate candidates for the programme and forwards through the Embassy of Japan in charge of the country four (4) copies of the specified application form for each candidate to the Government of Japan not later than two (2) months prior to the departure to Japan.
- (2) The Government of Japan informs the Government of each participating country through JICA or the Embassy of Japan whether or not the candidates are accepted to the programme not later than one (1) month prior to the departure to Japan.

9. Allowances and Expenses

The following allowances and expenses are borne by the Government of Japan in accordance with JICA rules and regulations:

- (1) Economy-class air-tickets:
 between the JICA-designated international airport of each country and London,
 (both ways)
 between London and Tokyo, and
 between Osaka and London
- (2) Domestic travelling expenses between her dwelling place and the international airport designated by JICA.
- (3) Expenses for hotels and meals and other allowances for outfit.
- (4) Free medical care for the participants who may become ill during the period of the programme.
- (5) Expenses for study tours.

10. Accommodations

JICA will arrange appropriate accommodations for the participants.

11. Other Information

- (1) The participants should have an entry visa to Japan which will be issued by the diplomatic missions of Japan.
- (2) The participants are required to arrive at the given place on the date designated by JICA after confirmation of acceptance as mentioned in 8 (2) above. The place and date will finally be confirmed by the JICA representative office or the Embassy of Japan.
- (3) The participants should study the programme schedule.
- (4) The participants may not bring any member of their family with them during the visiting period.
- (5) For administrative purposes, the participants are requested to bring four (4) copies of their recent photograph (5cm×5cm).
- (6) The participants are requested to follow the return trip schedule designated by JICA.
- (7) The table below shows the mean temperature in February and March in Japan.

However, the weather is very changeable in Japan depending on the various places the participants will visit. It is advisable to bring long-sleeve shirts, sweaters and overcoats with them.

Month	February		March	
	° F	° C	° F	° C
Place				
Tokyo	41.0	5.0	46.4	8.0
Osaka	41.0	5.0	46.4	8.0

- (8) Further information concerning the programme is available at this office.

Youth Invitation Program Division
Training Affairs Department
Japan International Cooperation Agency
P.O.Box 216, Shinjuku-Mitsui Bldg., Nishi-Shinjuku 2-1-1,
Shinjuku-ku, Tokyo 163 Japan
Telephone: Tokyo (03) 3346-5402
Cable address: JICAHDQ TOKYO
Facsimile: (03) 3346-5150

- (9) Related organizations are as follows.
- OFIX=Osaka Foundation of International Exchange
 - JICE=Japan International Cooperation Center

A MODEL OF PROGRAMME

1. Pre-departure Orientation Programme (London) 3 days
 - Japanese language lesson
 - Guidance on departure, etc.

2. General Orientation (Osaka and Tokyo) 8 days
 - Lectures on Japan: society, history, culture, etc
 - Lesson on Japanese language

3. Specialized Programme (Osaka and Tokyo) 18 days
 - Lectures and observation of facilities related to the field of the group
 - In-house seminar: interaction with Japanese counterparts through recreation and exchange of views
 - Homestay
 - Observation Tour

4. Evaluation Programme (Osaka) 4 days

LIST OF INVITED COUNTRIES

1. Democratic and People's Republic of Algeria
2. People's Republic of Angola
3. Republic of Benin
4. Republic of Botswana
5. Burkina Faso
6. Republic of Burundi
7. Republic of Cameroon
8. Republic of Cape Verde
9. Central African Republic
10. Republic of Chad
11. Federal Islamic Republic of the Comoros
12. Republic of Congo
13. Republic of Cote d'Ivoire
14. Republic of Djibouti
15. Arab Republic of Egypt
16. Republic of Equatorial Guinea
17. The State of Eritrea
18. Ethiopia
19. Gabonese Republic
20. Republic of the Gambia
21. Republic of Ghana
22. Republic of Guinea
23. Republic of Guinea-Bissau
24. Republic of Kenya
25. Kingdom of Lesotho
26. Republic of Madagascar
27. Republic of Malawi
28. Republic of Mali
29. Islamic Republic of Mauritania
30. Republic of Mauritius
31. Kingdom of Morocco
32. Republic of Mozambique
33. Republic of Namibia
34. Republic of Niger
35. Federal Republic of Nigeria
36. Republic of Rwanda
37. Democratic Republic of Sao Tome and Principe
38. Republic of Senegal
39. Republic of Seychelles
40. Republic of Sierra Leone
41. Kingdom of Swaziland
42. United Republic of Tanzania
43. Republic of Togo
44. Republic of Tunisia
45. Republic of Uganda
46. Republic of Zaire
47. Republic of Zambia
48. Republic of Zimbabwe

(Invited countries are ordered alphabetically.)

RENSEIGNEMENTS
SUR
LE PROGRAMME D'INVITATION
DES JEUNES AFRICAINS
DURANT
L'ANNEE FISCALE JAPONAISE 1993

Gouvernement du Japon

RENSEIGNEMENTS SUR LE PROGRAMME D'INVITATION
DES JEUNES AFRICAINS
DURANT L'ANNEE FISCALE JAPONAISE 1993

1. Introduction

Le "Programme d'Invitation des Jeunes Africains" sera dirigé pour l'année fiscale 1993 par le Gouvernement du Japon, conformément au projet de coopération technique et dans le but de promouvoir les échanges entre jeunes, favorisant de la sorte des relations d'amitié entre le Japon et les pays d'Afrique.

Les préparatifs pour mener le programme à bien sont du ressort de l'administration de l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée JICA), déléguée par le Gouvernement japonais en collaboration avec les organismes concernés.

2. Objectif

L'objectif de ce programme est d'offrir aux jeunes Japonais et Africains la possibilité d'avoir des contacts personnels étroits, en invitant au Japon des jeunes de pays d'Afrique qui devraient avoir pour tâche à l'avenir d'édifier leur nation. L'on espère que, à travers ces contacts, ces jeunes auront l'occasion de discuter avec leurs homologues japonais des relations futures entre le Japon et les pays d'Afrique et d'établir des rapports durables de paix et de prospérité partagées, sur une base de compréhension mutuelle, encourageant par là-même une amitié véritable entre le Japon et les pays d'Afrique.

3. Programme

Un échantillon du programme d'invitation est proposé en Annexe.

4. Qualifications requises pour devenir candidat

Les candidats devront posséder les qualifications suivantes:

- (1) Etre nommé par l'un des gouvernements participants, conformément au processus stipulé au paragraphe 8 (1) ci-dessous.
- (2) Posséder une maîtrise suffisante du français écrit et parlé.
- (3) Etre âgé entre vingt (20) et trente-cinq (35) ans.
- (4) Etre en bonne santé, à la fois mentale et physique, de manière à pouvoir suivre le programme (la grossesse est une condition éliminatoire).
Nota: Les candidats devront présenter le Questionnaire sur leur dossier médical, inclus dans le formulaire de demande mentionné au paragraphe 8 (1) ci-après.

5. Domaine des participants

Professeur de sexe féminin (collège ou lycée)

6. Durée du programme au Japon

Un (1) mois, du 20 février au 21 mars 1994.

7. Langue

Le programme se déroulera en français, ou bien par l'intermédiaire d'une interprétation de japonais en français et vice-versa.

8. Processus de la demande

- (1) Le gouvernement de chacun des pays participants prend les mesures nécessaires en vue de nommer les candidats adéquats pour le programme et expédie, par l'intermédiaire de l'Ambassade du Japon responsable du pays, quatre (4) exemplaires du formulaire de demande stipulé par candidat, au Gouvernement du Japon au plus tard deux (2) mois avant le départ prévu pour le Japon.
- (2) Le Gouvernement du Japon informe le gouvernement de chacun des pays participants, par le biais de la JICA ou de l'Ambassade du Japon, de l'acceptation ou du rejet des candidatures au programme, au plus tard un (1) mois avant le départ prévu pour le Japon.

9. Indemnités et dépenses

Les indemnités et dépenses énumérées ci-après seront prises en charge par le Gouvernement du Japon, conformément aux règlements de la JICA:

- (1) Billets d'avion en classe économique:
 - Entre l'aéroport international désigné par la JICA dans chacun des pays concernés et Paris (aller-retour),
 - Entre Paris et Tokyo et
 - Entre Osaka et Paris .
- (2) Frais de déplacement sur le territoire japonais entre le lieu de séjour de la personne concernée et l'aéroport international désigné par la JICA.
- (3) Frais d'hôtel et de repas et autres indemnités pour articles de vêtements.
- (4) Assistance médicale gratuite pour les participants qui pourraient tomber malades durant le programme.
- (5) Dépenses pour les visites d'études.

10. Hébergement

La JICA prendra les dispositions nécessaires pour l'hébergement adéquat des participants.

11. Autres renseignements

- (1) Les participants devront être en possession d'un visa d'entrée au Japon qui leur sera délivré par les missions diplomatiques japonaises.
- (2) Les participants devront arriver au lieu prévu à la date fixée par la JICA, après confirmation de leur acceptation, comme mentionné au paragraphe 8 (2) ci-dessus. Le lieu et la date seront définitivement confirmés par le bureau de représentation de la JICA ou bien par l'Ambassade du Japon.
- (3) Les participants devront étudier le programme prévu.
- (4) Les participants ne pourront pas être accompagnés de membres de leur famille pendant la durée de leur visite.
- (5) Pour des raisons administratives, les participants devront apporter avec eux quatre (4) exemplaires d'une photographie récente (5cmx5cm).
- (6) Les participants devront respecter le programme pour le voyage de retour, tel que le fixera la JICA.
- (7) Le tableau ci-dessous indique les températures moyennes au Japon en février et mars.

Le temps varie cependant considérablement, en fonction du lieu visité par les participants. Il est recommandé d'apporter avec soi des chemises et chemisiers à manches longues, des pull-overs et de manteaux.

Mois	Février		Mars	
	° F	° C	° F	° C
Tokyo	41,0	5,0	46,4	8,0
Osaka	41,0	5,0	46,4	8,0

- (8) Des informations complémentaires sur le programme sont à la disposition des personnes intéressées à l'adresse suivante:

Département du Programme d'Invitation des Jeunes
(Youth Invitation Program Division)
Training Affairs Department
Japan International Cooperation Agency
P.O. Box 216, Shinjuku-Mitsui Bldg., Nishi-Shinjuku 2-1-1
Shinjuku-ku, TOKYO 163, Japan
Téléphone: Tokyo (03) 3346-5402
Télex: JICAHDQ TOKYO
Télécopie: (03) 3346-5150

- (9) Les organisations concernées comme suit:
- OFIX=Fondation des Echnages internationaux d'Osaka
 - JICE=Centre de Coopération internationale du Japon

Annexe

ECHANTILLON DE PROGRAMME

1. Programme d'orientation préalable au départ (Paris) 3 jours
 - Cours de langue japonaise
 - Conseils pour le départ, etc.
2. Orientation générale (Osaka et Tokyo) 8 jours
 - Conférences sur le Japon: société, histoire, culture, etc.
 - Leçons de japonais
3. Programme spécialisé (Osaka et Tokyo) 18 jours
 - Conférences et inspection des installations concernant le domaine du groupe;
 - Séminaires internes: interaction avec des homologues japonais par l'intermédiaire de distractions et d'échanges de vues;
 - Visite d'inspection
4. Programme d'évaluation (Osaka) 4 jours

LISTE DES PAYS INVITES

1. République Algérienne Démocratique et Populaire
2. République Populaire d'Angola
3. République Populaire du Bénin
4. République du Botswana
5. République Démocratique et Populaire du Burkina Faso
6. République du Burundi
7. République Unie du Camérout
8. République des îles du Cap Vert
9. République Centrafricaine
10. République du Tchad
11. République Démocratique et Islamique des Comores
12. République Populaire du Congo
13. République de Côte d'Ivoire
14. République de Djibouti
15. République Arabe d'Egypte
16. République de Guinée Equatoriale
17. Etat d'Erythrée
18. République d'Ethiopie
19. République du Gabon
20. République de Gambie
21. République du Ghana
22. République de Guinée
23. République de Guinée-Bissau
24. République du Kenya
25. Royaume du Lesotho
26. République Démocratique de Madagascar
27. République du Malawi
28. République du Mali
29. République Islamique de Mauritanie
30. République de l'île Maurice
31. Royaume du Maroc
32. République Populaire de Mozambique
33. République de Namibie
34. République du Niger
35. République fédérale du Nigéria
36. République du Ruanda
37. République Populaire de São Tomé et Príncipe
38. République du Sénégal
39. République des Seychelles
40. République de Sierra Leone
41. Royaume du Swaziland
42. République Unie de Tanzanie
43. République du Togo
44. République de Tunisie
45. République de l'Ouganda
46. République du Zaïre
47. République de Zambie
48. République du Zimbabwe

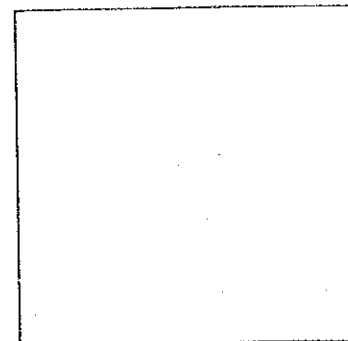
(Les pays invités sont classés dans l'ordre alphabétique.)

THE INVITATION PROGRAMME FOR AFRICAN YOUTH

APPLICATION FORM
Formulaire de demande

Please fill out this Form in English
Veuillez remplir ce formulaire en anglais.

Category of group for the candidate (Check one box only)
Catégorie de groupe du candidat (cochez une case uniquement).



Group by Occupational Field
Groupe selon le domaine professionnel

- 1. Agricultural Youth Jeune agriculteur
- 2. Working Youth Jeune travailleur
- 3. Civil Servant Fonctionnaire
- 4. Teacher Enseignant
- 5. Student Etudiant
- 6. Youth Leader Dirigeant de jeunes

Group by Theme
Groupe selon le thème

- 7. High-Technology Industry in Japan Industrie de technologie de pointe au Japon
- 8. Promotion of Agriculture and Local Industry Promotion de l'agriculture et de l'industrie locale

PART A. Details of the candidate (to be completed by the candidate)
Please use capital letters throughout if not type-written.

PARTIE A Renseignements sur le candidat (à compléter par le candidat lui-même).
Veillez écrire en majuscules si vous n'écrivez pas à la machine.

1. Full Name / Nom et prénoms

--	--	--	--

Other name, if any, by which you would like to be called.
Autre nom, le cas échéant, par lequel vous voulez être appelé.

--	--	--	--

7. Address (Residence) / Adresse (résidence)

2. Date of Birth
Date de naissance

Year / Month / Day
Année / Mois / Jour
19 / /

(example: 3 Dec., 1954 1954/12/03)
(exemple: 3 Dec., 1954 1954/12/03)

Age / Age _____

3. Sex / Sexe

- Male Homme
- Female Femme

4. Marital Status / Situation maritale

- Married Marié
- Not Married Non marié

5. Nationality / Nationalité

6. Religion / Religion

Telephone Number / N° de téléphone

Mailing Address / Adresse postale
(if different than above) / (si différente de ci-dessus)

8. Food Restriction / Interdictions alimentaires

- | | | | |
|---------------------------------|--------|---|----------|
| <input type="checkbox"/> Pork | Porc | <input type="checkbox"/> Religious Belief | Religion |
| <input type="checkbox"/> Beef | Bœuf | <input type="checkbox"/> Allergy | Allergie |
| <input type="checkbox"/> Others | Autres | <input type="checkbox"/> Others | Autres |

9. Alcohol & Smoking / Alcool et tabac

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> Drinking | Je bois de l'alcool |
| <input type="checkbox"/> Not Drinking | Je ne bois pas d'alcool |
| <input type="checkbox"/> Smoking | Je fume |
| <input type="checkbox"/> Not Smoking | Je ne fume pas |

PART B. Declaration by the Candidate (to be completed and signed by the candidate)
PARTIE B Déclaration du candidat (à remplir et à signer par le candidat)

I, / Je soussigné, _____ of / de _____
(name in capital letters, in normal order)
(nom en majuscules, dans l'ordre habituel)

(country) / (pays)

if accepted for the Programme, agree
accepte, si je suis reçu au Programme,

(a) to carry out such instructions and abide by such conditions as may be stipulated by both the Government of Japan and the Government of _____ in respect of the Programme,
(country)

(a) d'exécuter les instructions et de respecter les conditions stipulées à la fois par le Gouvernement japonais et par le Gouvernement de _____ en conformité avec le Programme,
(pays)

(b) to refrain from engaging in political activities
(b) de ne pas m'engager dans des activités politiques,

(c) to submit any progress reports which may be prescribed.
(c) de soumettre tous les rapports d'avancement qui pourraient m'être demandés,

(d) to follow the return trip schedule designated by the Japan International Cooperation Agency
(d) de respecter le programme de voyage de retour déterminé par l'Agence Japonaise de Coopération Internationale.

I fully understand that if granted participation in the Programme, it may be subsequently withdrawn if I fail to conduct myself adequately or for other cause as decided by the Government of Japan, in consultation with the Government of _____
(country)

Je comprends parfaitement que, si ma participation est admise au Programme, elle pourra être résiliée ultérieurement si je ne me conduis pas de manière appropriée ou pour tout autre motif que déciderait le Gouvernement japonais, après consultation avec le Gouvernement de _____
(pays)

Signature of candidate
Signature du candidat

Date
Date

PART C. Official Nomination (to be completed by an official of the nominating government)
PARTIE C Nomination officielle (à compléter par un fonctionnaire du Gouvernement procédant à la nomination)

1. Certify that
1. Je certifie que

(a) I have examined the educational, professional or other certificates quoted in Part A of the form and I am satisfied that they are authentic and related to the candidate.
(a) J'ai examiné les certificats concernant l'éducation, la profession ou autres, tels qu'indiqués dans la Partie A de ce formulaire et je reconnais qu'ils sont authentiques et se rapportent au candidat.

(b) I approve the candidate's statement in Part B.
(b) J'approuve la déclaration du candidat dans la Partie B.

2. I have examined the medical certificate presented by the candidate which states that he/she is medically fit and free from any infectious diseases and that having referred to his physical and mental history there is no reason to suppose that the candidate together than the to undertake the journey to Japan and to remain under the Programme.
2. J'ai examiné le certificat médical présenté par le candidat, qui déclare qu'il est en bonne santé sur le plan médical et ne souffre pas de maladie infectieuse et que, par ailleurs, vu ses antécédents physiques et mentaux, il n'existe aucune raison de croire que le candidat ne serait pas apte à entreprendre le voyage au Japon et à y demeurer dans le cadre du Programme.

Signed
Signature

Rank or Title
Rang ou titre

Date
Date

Part D MEDICAL HISTORY AND EXAMINATION FOR FOREIGN APPLICANTS
 Partie D DOSSIER MEDICAL ET EXAMEN POUR LES CANDIDATS ETRANGERS

MEDICAL HISTORY TO BE COMPLETED BY APPLICANT
 DOSSIER MEDICAL A COMPLETER PAR LE CANDIDAT

1. Name of Applicant (last name, first name, middle name)
 1. Nom du candidat (nom de famille, premier et second prénoms)

2. Date of Birth 2. Date de naissance (mo/day/yr)	3. Nationality 3. Nationalité	4. Sex Sexe	5. Address for Contact 5. Adresse pour les contacts
		_____ male masculi _____ female féminin	

6. IMPORTANT NOTICE
 6. REMARQUE IMPORTANTE

Before you complete the Medical History Questionnaire, you are hereby notified that:
 A medical condition resulting from an undisclosed pre-existing condition may not be financially compensated for by JICA and may result in termination of the programme.

I understand and accept the terms of this notice.

_____ Yes _____ No

Avant de compléter le questionnaire sur votre dossier médical, nous vous rappelons que:
 un problème médical entraîné par un état préexistant non déclaré pourra ne pas être remboursé financièrement par la JICA et sera susceptible de mettre fin à votre programme.

Je comprends et j'accepte les conditions de cette remarque:

_____ Oui _____ Non

7. APPLICANT WILL CHECK "YES" OR "NO" AND EXPLAIN
 7. Le candidat répondra par "oui" ou par "non" et donnera des explications.

YES OUI	NO NON		EXPLANATION EXPLICATION
a.		Have you had any significant or serious illness or injury? (If hospitalized, give place & dates) Avez-vous eu des maladies ou des blessures importantes ou graves? (Si vous avez été hospitalisé, veuillez indiquer les lieux et dates).	
b.		Have you had any operations or advice by a physician to have an operation (give place & dates) Avez-vous été opéré ou bien un médecin vous a-t-il conseillé de vous faire opérer? (veuillez indiquer les lieux et dates)	
c.		Do you currently use any drugs for treatment of a medical condition? (give name & dose) Prenez-vous actuellement des médicaments pour le traitement d'un problème médical? (veuillez indiquer le nom et la dose du médicament)	
d.		Have you ever been a patient in a mental hospital or sanitarium or treated by a psychiatrist? (give place & dates) Avez-vous été déjà hospitalisé dans un hôpital psychiatrique ou un sanatorium, ou bien avez-vous été soigné par un psychiatre? (veuillez indiquer les lieux et dates).	

8. APPLICANT WILL INDICATE "YES" OR "NO" TO EACH ITEM
8. Le candidat répondra par "oui" ou par "non" à chacune des rubriques suivantes.

DO YOU NOW HAVE OR HAVE YOU EVER HAD THE CONDITIONS LISTED BELOW?
 (Check each item. If yes, enclose the relevant condition with a circle.)
AVEZ-VOUS ETE ATTEINT OU ETES-VOUS ACTUELLEMENT ATTEINT DE L'UN DES MALADIES CI-DESSOUS?
 (Veuillez vérifier chaque rubrique. Si vous répondez "oui", veuillez entourer la maladie concernée d'un cercle).

YES OUI	NO NON	CONDITION MALADIE
a.		Asthma, emphysema, or other lung conditions Asthme, emphysème, ou bien autres problèmes pulmonaires
b.		Tuberculosis or live with anyone who has tuberculosis Tuberculose ou vie quotidienne avec quelqu'un qui aurait la tuberculose
c.		High blood pressure, heart disease Pression artérielle élevée, maladie de cœur
d.		Stomach, liver (hepatitis), gallbladder disease Maladie de l'estomac, du foie (hépatite), de la vésicule biliaire
e.		Kidney or bladder disease, stone or blood in urine Maladie des reins ou de la vessie, calculs ou sang dans les urines
f.		Diabetes (sugar in urine) Diabète (sucre dans les urines)
g.		Depression, excess worry, attempted suicide, or other psychological symptoms Dépression, angoisse excessive, tentative de suicide, ou autres symptômes psychologiques
h.		Acquired Immune Deficiency Syndrome (AIDS) Syndrome immunodéficientaire acquis (SIDA)
i.		Tumor, abnormal growth, cyst, or cancer Tumeur, croissance anormale, kyste ou cancer
j.		Bleeding disorder, blood disease (sickle cell anemia) Problèmes de saignement, maladie du sang (drépanocytose)

I CERTIFY THAT I HAVE READ THE ABOVE INSTRUCTIONS AND ANSWERED ALL QUESTIONS TRULY AND COMPLETELY TO THE BEST OF MY KNOWLEDGE
JE SOUSSIGNE CERTIFIE AVOIR LU LES INSTRUCTIONS CI-DESSUS ET AVOIR REPONDU, A MA CONNAISSANCE, A TOUTES LES QUESTIONS AVEC SINCERITE ET COMPLETEMENT.

9. Printed Name of Applicant 9. Non du candidat (imprimé)	10. Date 10. Date	11. Signature of Applicant 11. Signature du candidat
--	------------------------------------	---

The Invitation Programme For African Youth
Name List Form

Candidate

(Full Name)	
(Age)	(Date of Birth)
	19 / /
(Sex)	
Female	Male
(Your Occupation/Profession)	
(Address of Organization on Your Occupation)	
(Telephone Number)	(Fax Number)
(Language)	(Religion)
English	French

Candidate (Substitute)

(Full Name)	
(Age)	(Date of Birth)
	19 / /
(Sex)	
Female	Male
(Your Occupation/Profession)	
(Address of Organization on Your Occupation)	
(Telephone Number)	(Fax Number)
(Language)	(Religion)
English	French

アフリカ招へい青年予定プログラム(案) (英語圏の例: 仏語圏は別行動)

平成5年10月7日現在

JICA青年招へい業務室作成

	日付	曜	実 施 内 容	宿 泊	
共通プログラム	1	2/20	日	来日	東京の宿舎
	2	2/21	月	ブリーフィング 開講式・歓迎会 JICA紹介	"
	3	2/22	火	東京→大阪 オリエンテーション	大阪国際 研修センター
	4	2/23	水	講義「日本社会と文化」 文化紹介 日本語学習(1)	"
	5	2/24	木	講義「日本の歴史」 国立民族博物館見学 日本語学習(2)	"
	6	2/25	金	講義「日本の経済発史」 松下電器見学	"
	7	2/26	土	体験的日本語学習(ボランティア青年と京都見学)	"
分野別プログラム	8	2/27	日	自主研修	"
	9	2/28	月	大阪府教育センター訪問 大阪城、国際平和センター訪問	"
	10	3/1	火	中学・高等学校訪問 国際児童文学館訪問	"
	11	3/2	水	自主研修 海遊館見学～サンタマリア号～マーケットプレイス	"
	12	3/3	木	小学校訪問(ひな祭り) 合宿セミナー会場への移動	大阪近郊の 宿舎
	13	3/4	金	合宿セミナー(日本側教員も女性) 開講式・基調講演「大阪の教育」	"
	14	3/5	土	4グループに分かれ分科会1 スポーツ交流	"
	15	3/6	日	分科会2:総括セッション 交流の夕べ	"
	16	3/7	月	自主研修	センター
	17	3/8	火	講演「女性と開発」 夕陽丘女子校等職業訓練専門校訪問	"
	18	3/9	水	養護学校訪問 母子保健総合医療センター	"
	19	3/10	木	関西空港視察 宝塚歌劇観劇	"
	見学旅行	20	3/11	金	自主研修 ホストファミリーとの対面式
21		3/12	土	ホームステイ(大阪府登録のホストファミリー)	"
22		3/13	日	" ホストファミリーとの交歓会	"
23		3/14	月	自主研修	センター
24		3/15	火	大阪→東京/東京及び近郊見学	東京の宿舎
25		3/16	水	"	"
26		3/17	木	"	"
27		3/18	金	東京→大阪	センター
28		3/19	土	講義「日本の援助」 総画セッション「日本の文化・社会」	"
29		3/20	日	自主研修 評価会/閉講式・歓送会	"
共通プログラム	30	3/21	月	帰国	

Ⅱ 今回調査の目的（平成5年度）

1. 調査団派遣とその目的

「アフリカ開発会議」が終了後（10月下旬～11月）に南北東西に分けて調査団を4チーム派遣し、招へい対象国関係機関担当者に対し本事業の実施に関する口上書交換の再確認を行うとともに、相手側窓口機関、各国在外公館、JICAアフリカ事務所担当者に対して本事業の実施方針を説明し、各国の必要情報も合わせて収集する。

また、ケニア、ザンビア、セネガルには今回訪問できない周辺国のJICA事務所の担当者を出張させ、本事業の主旨を説明する。

【調査団実施計画】

チーム数	派遣国		左中継事務所に担当者を派遣させる事務所
	中継事務所		
第1チーム	ケニア	エチオピア ジブティ、英国	タンザニア、マラウイ
第2チーム	ザンビア	南アフリカ、ボツワナ マダガスカル、 モーリシャス	
第3チーム	セネガル	コート・ジボワール ブルキナ・ファソ ギニア、ガボン	ガーナ、ナイジェリア
第4チーム	—	エジプト、モロッコ チュニジア フランス	

2. 派遣国および調査団員、日程

(1) 第1調査団（東方面）

派遣国 ケニア、エチオピア、ジブティ、ロンドン（復路に2泊）

（ケニア事務所にタンザニアおよびマラウイ所員招へい）

派遣期間 平成5年10月30日～11月12日（14日間）

総括 田口T I C所長

団員（招へい計画） 青年招へい業務室 関口

〃（国内プログラム実施） J I C E 平野管理課長

(2) 第2調査団（南方面）

派遣国 ザンビア、A班 南アフリカ、ボツワナ [南回り]

B班 マダガスカル、モーリシャス

派遣期間 A班 平成5年10月31日～11月13日（14日間）

A班 平成5年10月31日～11月14日（15日間）

総括 中川研修第3課長（A班）

団員（招へい計画） 外務省技術協力課 釣田事務官（B班）

〃（招へい実行計画） 青年招へい業務室 玉林（A班）

〃（国内プログラム実施） J I C E 矢代管理課長代理（B班）

(3) 第3調査団（西方面）

派遣国 セネガル、A班 コート・ジボワール、ブルキナ・ファソ

B班 ギニア、ガボン

（セネガル事務所にガーナ、ナイジェリア所員を招へい）

派遣期間 A班 平成5年11月7日～11月20日（14日間）

B班 平成5年11月7日～11月21日（15日間）

総括 駒沢青年招へい業務室長（A班）

団員（招へい計画） 外務省アフリカ1課 大久保事務官（B班）

〃（招へい実行計画） 管理課 大場（A班）

〃（国内プログラム実施） J I C E 小田切広報課長代理（B班）

〃（通訳） 仏語通訳（A班、B班各1名）

(4) 第4調査団（北方面）

派遣国 エジプト、モロッコ、チュニジア、パリ

派遣期間 平成5年11月27日～12月11日（16日間）

総括 松岡管理課長

団員（招へい計画） 青年招へい業務室 山崎

〃（国内プログラム実施） J I C E 鈴木交流課長代理

3. 関係者事前打ち合わせ会議の概要

(1) 日 時：10月28日 午後1:30～4:00

(2) 場 所：国際協力事業 研修事業部 9階A B会議室

(3) 出席者

① 外 務 省：下記団員に同じ

- ② 国際協力事業団：長倉 孝 研修事業部次長
 三木 修一 研修事業部 青年招へい業務室長代理
 佐藤 武明 企画部 地域三課長代理
 浜川 格 企画部 地域三課
 佐藤 由利子 企画部 環境・女性課長代理
 畑中 初音 企画部 環境・女性課

③ 日本国際協力センター：下記団員に同じ

④ 第1調査団(東方面)

- 団員：田口 定則 総 括 国際協力事業団 東京国際研修センター所長
 平野 偉 国内加ガム実施 ㈱日本国際協力センター 国際交流部管理課長
 関口 美紀 招へい計画 国際協力事業団 研修事業部 青年招へい業務室

⑤ 第2調査団(南方面)

- 団員：中川 寛章 総 括 国際協力事業団 研修事業部 研修第3課長(A班)
 釣田 薫 招へい計画 外務省 経済協力局 技術協力課(B班)
 矢代 久美子 国内加ガム実施 ㈱日本国際協力センター 国際交流部管理課長代理(B班)
 玉林 洋介 招へい実行計画 国際協力事業団 研修事業部 青年招へい業務室(A班)

⑥ 第3調査団(西方面)

- 団員：駒沢 彰夫 総 括 国際協力事業団 研修事業部 青年招へい業務室長(A班)
 大久保 雄大 招へい計画 外務省 中近東アフリカ局 アフリカ第1課(B班)
 小田切 清治 国内加ガム実施 ㈱日本国際協力センター 広報部 情報課長

代理 (B班)

大場 美紀子 招へい実行計画 国際協力事業団 研修事業部 研修管理課

(A班)

通訳：町谷 弘治 仏語通訳 (財)日本国際協力センター 研修監理員(A班)

井上 博明 仏語通訳 (財)日本国際協力センター 研修監理員(B班)

⑦ 第4調査団 (北方面)

団員：松岡 和久 総 括 国際協力事業団 研修事業部 研修管理課長

鈴木 稔 国内プログラム実施 (財)日本国際協力センター 国際交流部国際交流課長代理

山崎 弘美 招へい計画 国際協力事業団 研修事業部 青年招へい業務室

通訳：長沼 晶彦 仏語通訳 (財)日本国際協力センター 研修監理員

(4) 内 容

① 出席者紹介

② 駒沢室長による本件事業に係る概要説明

③ 釣田事務官による本件事業に係る概要説明

- ・口上書交換は原則として技術協力の窓口と行う。
- ・本年度も含め、当面大使館を本件事業の窓口とする。

④ アフリカ青年招へい事業実施協議調査団に係る説明

⑤ 質疑応答

- ・口上書交換の窓口と技術協力の窓口が異なる場合は、先方政府の意向に任せる。ただし、招へい分野が変更する可能性があるため、窓口を教育省に一本化しないよう調査団より大使館に促す必要がある。
- ・企画部環境・女性課よりパンフレット「開発と女性」を国内関係者および窓口機関に対し配布あるよう依頼があった。
- ・青年招へい業務室より、調査対象国の教科書を1部ずつ持ち帰るよう調査団に依頼。

(5) 配布資料

① 実施要領

② 事業紹介パンフレット (英語、仏語)

③ 日程表 (英語、仏語)

④ アフリカ開発会議出席者リスト

Ⅲ 平成5年度 実施協議調査団 調査結果

Ⅲ－1 第1調査団（東方面）調査結果

1. 調査結果概要

- (1) 調査対象国 ケニア、エチオピア、ジブティ、英国
- (2) 調査期間 平成5年10月30日～11月12日（14日間）
- (3) 調査団員

総括

田口定則

国際協力事業団

東京国際研修センター所長

団員（国内プログラム実施）

平野 偉

㈱日本国際協力センター

国際交流部管理課長

〃（招へい計画）

関口美紀

国際協力事業団

研修事業部青年招へい業務部

(4) 調査結果概要

- ① 今次調査対象国は、いずれも今回のアフリカ青年招へい計画について高く評価するとともに、本件事業にける期待と賛意を強く表明した。特に、ジブティ外務大臣エチオピア対外経済協力省副大臣、および駐ケニア佐藤ギン子大使は、東京にて開催された先のアフリカ開発会議に出席されたこともあり、当事業の早期着手を多とし、本件計画実施に積極的に協力する旨調査団に述べるとともに、関係者に協力あるよう指示していた。
- ② 3カ国関係機関とも、本件事業の効果をより高めるためにも、1カ国あたりの招へい人数を増やすよう強く懇請された（別添参考資料参照）。また、招へい分野については女性教員の他にも分野を考慮してほしい旨希望が出された。
- ③ ケニア事務所は、将来的に事前オリエンテーションを開催することの可否の打診に対しては、開催に向けて積極的に努力する旨約した。ただし、東アフリカ周辺国の青年については同国に集めることは可能であるが、その他の国についてはフライトの関係上、具体的に困難な面があると思料されるため検討したいとした。なお、駐ケニア日本大使館および事務所は、来年度からアセアン諸国のように一括して10名程度の規模の招へい方式も検討してほしい旨強く要請された。
- ④ 英国事務所の構想では、同国にて開催される事前オリエンテーションに前向きに取り組むこととし、実施に当たっては同国に留学している海外長期研修生の積極的活用も考えているとのことであった。

(5) アフリカ青年招へい計画第一調査団日程表

10/30	土	12:45 17:15	成田発 (AF 275) パリ発	JICAフランス事務所 ☎ 40200421
10/31	日	12:45 17:15	パリ (リール空港) 発 (AF 8034) ジブティ着	SHERATON HOTEL ☎ 35-04-05 ファラ局長 ☎ 19-253-350693
11/01	月	09:30	ファラ外務省二国間局長との打合せ	
11/02	火	07:30 09:30 13:00 15:10 15:30 19:00	帰国研修員活動現場視察 (ジブティ港) 外務大臣表敬 ジブティ発 (ET 627) アジスアベバ着 JICA事務所との打合せ 坂田エティオピア事務所長主催夕食懇談会	JICAエチオピア事務所 ☎ 516610 HILTON HOTEL ☎ 518400
11/03	水	10:00 11:00 12:30 14:30 19:00	在エチオピア日本大使館表敬 (高瀬尚一大使) JICA事務所との打合せ 田口団長主催昼食懇談会 対外経済協力省との打合せ 在エチオピア日本大使館今谷参事官主催夕食懇談会	
11/04	木	09:00 09:30 10:00 14:00 18:30	対外経済協力省局長表敬 教育省副大臣表敬 教材作成配付局往訪 国立水産試験場視察 (JOCV設立) 専門家・協力隊員との懇談会 (所長宅)	
11/05	金	10:45 12:45 16:00 17:00 19:00	アジスアベバ発 (KQ 403) ナイロビ着 在ケニア日本大使館表敬 (佐藤ギン子大使) JICAケニア事務所、マラウイ事務所長との打合せ 在ケニア日本大使館堀江公使主催夕食懇談会	JICAケニア事務所 ☎ 724124 INTER-CONTINENTAL HOTEL ☎ 335550
11/06	土	10:00 11:00 19:00	事前オリエンテーション用資料の収集 ケニヤック農工大学他視察 長島JICAケニア事務所長主催夕食懇談会	
11/07	日		書類整理	
11/08	月	09:00 09:30 10:30 12:00 12:30 15:00 23:05	文化省表敬 大蔵省表敬 教育省との打合せ 外務省 (教育訓練局) 表敬 田口団長主催昼食懇談会 JICA事務所、タンザニア所員との打合せ ナイロビ発 (BA 066)	
11/09	火	05:00 10:00 14:15	ロンドン着 JICA英国事務所との打合せ イギリス教育庁往訪	JICA英国事務所 ☎ 493-0045
11/10	水	10:00 19:00	サセックス大学他視察 JICA英国事務所長主催夕食懇談会	THE COPTHRONE TARA HOTEL ☎ 071-937-7211
11/11	木	10:00 16:55	ロンドン大学他視察 ロンドン発 (NH 202)	
11/12	金	13:45	成田着	

2. ジブティ

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国: ジブティ共和国
 調査対象機関: 外務省

(1) 協議項目

	調査項目	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手国機関の確認。 ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電報。 ・PTA送付。(招へい青年の職場宛のFAX) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査団往訪と招へい事業の概要については事前に在仏日本大使館より連絡あり。 ・口上書・要請書とも外務省(Ministry of Foreign Affairs and Cooperation)を窓口とする(JICA 技協案件と同じ)。担当は同省 Mr. Gawad Farah 二国間関係局長。 ・仏国査証所得も特に問題無し。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢: 20~35才 ・心身共に健康な者。(妊娠は不適合要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に届くよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は一人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年令等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育省にも連絡を取り、代替候補者も含め適任者を選考する(教育省が選考機関になるかは不明確)。 ・口上書、要請書とも在仏日本大使館より正式なフォームが届き次第対応する。案件は外務大臣にも提示し政府便にて同大使館に提出する。 ・人選決定次第在仏日本大使館およびJICAにFAXあるよう依頼。
来年度 計画	①招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とする予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジ」外務省では来年度招へい分野について当方案の教員および経済開発に同意であるが、産業基盤整備関連も興味あり。その他どんな分野でも歓迎、積極的に参加したいとの意向。
現地 オリエン ション	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日~19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配。 	
本邦 プログラム	①テーマ ②その他希望聴取(実施期間)(委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 ・1994年2月20日~同3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	

(2) 各国事情

①宗 教	人口の9割以上がイスラム教徒
②タブー	イスラム教徒に一般的なタブー以外は特に留意すべき点はなし。ただし、かなりゆるやかである。
③食 事	イスラム教徒に一般的な食事制限以外は特に留意すべき点はなし。ただし、かなりゆるやかである。
④その他	特になし。

(3) 主要面談者

窓口機関	外務大臣 外務協力省 二国間局長 二国間局	Mr. Abdou Bolok Abdou Mr. Gawad Farah Mr. Galal Omar Mr. Aden Ali Hamade
そ の 他	ジブティ国際港 所長 コンテナ部次長	Mr. Aden Ahmed Douale Mr. Abdourahman Bimi Ismael(帰国研修員)

(4) ジブティ祝日

1月1日	新年
5月1日	メーデー
6月27日	独立記念日

その他、イスラム関連の記念日

3. エチオピア

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国：エチオピア

調査対象機関：対外経済協力省・教育省

(1) 協議項目

	調査項目	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手国機関の確認。 ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電報。 ・PTA送付。(招へい青年の職場宛の710-) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口上書・要請書とも対外経済協力省(Ministry of External Economic Cooperation-MEEC)が窓口となる。担当は同省 Mr. Geremew Getahun アメリカ・アジア局長。 ・大使館では兼轄国であるエリトリアの参加については困難との見解。 ・事務所員派遣等の検討要ありか。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢：20~35才 ・心身共に健康な者。(妊娠は不適格要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に接道あるよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は一人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年令等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人選は教育省で実施される可能性あり。 ・要請書は期限内に巧社7日本大使館に提出することを確認。日本大使館本件担当：小林一等書記官・太田二等書記官 ・補欠を含め2名の候補者決定次第大使館およびJICA事務所に連絡。 ・大使館・事務所ともエリトリア等周辺国不参加の場合はエチオピアから2名招へいを検討の要ありとの見解。
来年度 計画	①招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とする予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MEECは来年度の招へい計画につき当方基本案の教員および開発・経済関係分野に同意。
現地 オリエン ション	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日~19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配。 	
本邦 プログラム	①テーマ ②その他希望聴取(実施期間)(委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 ・1994年2月20日~同3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	

(2) 各国事情

①宗 教	コプト教、イスラム教
②タブー	コプト教信者：特になし。 イスラム信者：同信者に一般的なタブー。
③食 事	コプト教信者：豚肉は食さない。 水曜日および金曜日は魚以外の動物たんぱく質は摂取しない。 (卵、牛乳、バターも不可) 赤身のさしみは食する可能性あり。(生肉を食べる習慣あり) イスラム信者：同信者に一般的な食事制限。
④その他	おじぎをする習慣がある。 気質が日本人に似ている。

(3) 主要面談者

窓口機関	対外経済協力省副大臣 アメリカ・アジア部長 Team Leader Assistant Expert 教育省副大臣 企画調整部長 教科書出版部長	Mr. Israel Kidanemariam Mr. Geremew Getahun Mr. Yeshitila Amare Mr. Tamirat Kediro Mr. Nugissie Yebas Mr. Tesfaye Redda Mr. Gebeyehu Dagnow
大使館	大 使 公使参事官 一等書記官 二等書記官	高 世 尚 一 今 谷 克 広 小 林 克 己 太 田 富 夫
事務所	所 長 次 長	坂 田 武 穂 吉 村 稔

(4) エチオピア祝日 (1994年1月～9月まで)

1月7日	エチオピア・クリスマス
1月19日	キリスト教関連行事
3月2日	勝利記念
3月13日	ラマダン (1日ずれる可能性あり)
4月6日	勝利記念
4月29日	聖金曜日
5月1日	イースターおよびメーデー
5月20日	イスラム教関連行事
5月28日	革命記念日
8月18日	モハメットの誕生祭
9月11日	正月

4. ケニア

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国: ケニア

調査対象機関: 大蔵省、教育省、外務省、文化省

(1) 協議項目

	調査項目	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手側機関の確認。(原則として技術協力の窓口) ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA送付。(招へい青年の職場宛のファロ) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月9日～12日の間にケニア外務省との交換を予定。 ・大蔵省(技術協力の窓口)。ただし、人選は教育省および文化省が行う。 ・大使館としては事務所員の出張については特に問題はないとした。 ・大使館の兼轄国であるブルンディは政治的にいまだ安定してはいないため、同国より青年を招へいすることは困難であろうとの見解を大使館、事務所ともに示した。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢: 20～35才 ・心身共に健康な者。(妊娠は不適格要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に届くよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は一人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ添付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大使館は窓口機関に対し、候補者1名に加え、補欠を2名選考するよう依頼予定。 ・事務所側より教育省に対し、JOCVのカウンターパート教員を依頼中である。 ・当方より今月中に本邦送付あるよう依頼。
来年度 計画	①招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とする予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回人選を行う機関は教育省であるため、来年度計画については特に言及せず。 ・大使館、事務所ともに来年度からは招へい対象国を絞り、1カ国の招へい人数を増やすべきであるとした。
現地 シ ョ ン エ ン テ	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日～19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来当該国において事前オリエンテーションの開催が可能か否か調査を依頼したところ、事務所側は承諾、積極的に開催にむけて努力したいとした。ただし、東アフリカ周辺国の青年をケニアに集めることは可能ではあるものの、その他の国については万俵の関係上、困難であろうとの見解を示した。 ・今年度の事前オリエンテーションのナイロビ派遣について、事務所側はケニアはアフリカ諸国の中でもやや発展した地域であるため、ケニア以外にも1カ国を訪問することを勧めるとした。なお、ナイロビの同国における日程は教育省表敬、青年の勤務する学校の視察になるであろうと語った。
本邦 プ ロ グ ラ ム	①テーマ ②その他希望聴取(実施期間)(委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明 ・1994年2月20日～同3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	

(2) 各国事情

①宗教	ケニア：カトリック（50％）、イスラム（25％） タンザニア：カトリック、イスラム マラウイ：カトリック、イスラム
②タブー	イスラム教徒に一般的なタブー以外は特に留意すべき点はなし。
③食事	イスラム教徒に一般的な食事制限以外は特に留意すべき点はなし。
④その他	特になし。

(3) 主要面談者

窓口機関	文化省 Assistant Commissioner 教育省 Deputy Secretary Deputy Director of Education Assistant Director of Education Assistant Director of Education 大蔵省 Under Secretary 日本デスク Assistant Secretary Assistant Secretary 外務省 Assistant Secretary Senior Assistant Secretary Executive Officer	Mr. J. K. Waitthaka Mr. R. M. Mbato Mr. D. K. Rono Mr. J. K. Migwi Ms. G. L. Kirika Mr. C. M. M. Senga Ms. R. W. Njuguna Mr. J. Nyanumba Mr. G. FN Otiso Mr. M. M. Hussemi Mr. J. O. Odipo
大使館	大使 公使参事官 一等書記官 二等書記官	佐藤 GIN子 堀江 正彦 森田 幸一 坂井 清志
事務所	ケニア事務所長 次長 所員 マラウイ事務所長 タンザニア事務所員 専門高級クラーク	長島 俊一 吉崎 史明 高木 美早 金井 盛一 平山 剛道 Mr. Msoffe. H. T. Rayward

(4) ケニア祝日（参考）

1月 1日	新年
4月 9日	聖金曜日
4月12日	イースター
5月 1日	メーデー

6月 1日	自治権記念日
10月10日	モイ記念日
10月20日	ケニアッタ記念日
12月12日	独立記念日
12月25日	クリスマス
12月26日	ボクシング・デー

(5) タンザニア祝日 (参考)

1月 1日	新年
1月12日	革命記念日
3月 日	IDD EL FIRI DAY (イスラム)
3月 日	イースター (2日間)
4月26日	UNION DAY
5月 1日	メーデー
7月 7日	農民祭
9月 日	MAULID DAY (イスラム)
12月 9日	独立記念日
12月25日	クリスマス

(6) マラウイ祝日 (参考)

1月 1日	新年
3月 3日	戦没者記念日
4月13日～16日	イースター
5月14日	大統領誕生日
7月 6日	独立記念日
10月17日	母の日
12月21日	国家植林日
12月25日、26日	クリスマス

5. 英国 (事前オリエンテーション・プログラム開催地)

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国: 英国

調査対象機関: JICA事務所

(1) 協議項目

面談者: 中村三樹男所長、橋本忠夫所員

	調査項目	協議および確認事項	調査結果
事前オリエンテーション	①実施場所および期間 ②内容の説明 ③査証	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日～19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本の紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配 ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港送迎については往路は地図を青年に送付し、各人に宿泊先に来てもらうこととし帰路はタクシーまたはバスにて空港まで移動を行う方向で検討しているとの回答を得た。 ・71カームを年内に確保するとした。 ・当方より2月17日の半日を査証の取得に当てるよう依頼した。事務所側は特に問題はないと回答。(徒歩で大使館に行くことが可能である)
その他	事務所からの要望	<ul style="list-style-type: none"> ・青年が英国に円滑に入国可能なよう大使館を通じ文書を送付あるよう依頼あり。また、青年に口上書の写しを持参させるという方法もあった。 ・青年の防寒具を船便にて英国宛に送付あるよう依頼あり。 ・青年がアフリカより英国に到着するフライトの確認。 ・青年に配布される各種資料の送付。 	

Ⅲ-2 第2調査団（南方面）調査結果

1. 調査結果概要

(1) 調査対象国 ザンビア、英国、A班 南アフリカ、ボツワナ、(シンガポール)

B班 マダガスカル、モーリシャス

(2) 調査期間 A班 平成5年10月31日～11月13日(14日間)

B班 平成5年10月31日～11月14日(15日間)

(3) 調査団員

総括(A)

中川寛章

国際協力事業団

研修事業部研修第三課長

団員(招へい計画:B)

釣田薫

外務省経済協力局技術協力課

〃(招へい実行計画:A)

玉林洋介

国際協力事業団

研修事業部青年招へい業務室

〃(国内プログラム実施:B)

矢代久美子

(財)日本国際協力センター

国際交流部管理課長代理

(4) 調査結果概要

①ザンビア

外相をはじめ本事業の素早い実施について歓迎の意が表明された。

招へい青年の人選については人材開発局を通じて実施する。

堀内大使から、①招へい分野は女性教員に限定すべき、②来年度以降は対象国を絞り、1か国10人程度にしなければ効果が上がらない旨の指摘があった。

事務所に対しては、大使館に対し最大限の協力をするよう依頼、了解された。ただし、在ザンビア大の兼轄国であり、事務所のあるマラウイおよび在ジンバブエ大の兼轄国については場合によっては東京からの別途指示が必要であろう。

② ボツワナ

各関係機関から歓迎の意の表明があった。窓口は人事局が担当するが、実質的には外務省の担当官の力によるところが多いだろう。

また、今年度開設されたJOCV事務所の支援は不可欠である。

③ 南アフリカ

当国は非白人を対象としているため、便宜上は国連南部アフリカ教育機関（UN-EPTSA）を通じた形で招へいし、実質的な人選は在南ア大が行うことから、口上書の交換は行わない。今回は南アフリカ大学（UNISA）等を通じ校長職や労働組合関係者など影響力のある教員の人選を行うとのこと。

技術協力を実施するにあたっては、現状では政府が非白人により構成されておらず、また南アがODA対象国でないことから、政府間協力となっていない。一方、来年4月以降暫定政権が樹立され、南アがODA対象国となった場合、非白人だけを対象とすることは実施上の問題点が残るのではないかとの指摘があった。また、今回についても、南アの現状を踏まえて黒人のほかカラードを加えたいとの瀬崎大使からの意見があった。

在南ア大の兼轄国であるナミビア、レソト、スワジランドについては、ナミビア以外の国については官僚制度がしっかりしていないことから、在南ア大が人選等円滑に行くよう努力するとのこと。

④ マダガスカル

窓口機関となる青年スポーツ余暇担当大臣をはじめ、各関係者より本事業計画は今後の日「マ」関係を深めるうえで有意義であるとの歓迎の意が表明された。

同国では新政権の人事が確定した直後であるため、関係機関内の多少の混乱をきたしていたが、新任者および関係機関（教育省等）への連絡は周知徹底するとの意向が述べられた。

大使館からは、同国のほか兼轄国であるモーリシャス、コモロの関係機関についても連絡を密にし、円滑に行くよう尽力するとのこと。

なお、今後は東京以外にも、場合によってはタンザニア事務所の大使館への支援が必要であると思われる。

⑤ モーリシャス

窓口機関は青年スポーツ省とし、来年度以降もこれを充てるが必要に応じて関係

機関との連絡を密にするとのこと。

同省担当官によれば、技術研修員は通常シンガポール経由で来日しているが、パリもしくはロンドン経由とし、同国への入国査証取得も含めてなんら問題はないとのこと。

同国には日本大使館ならびに J I C A 事務所はないが、安定した政治情勢のもと官庁も体系的に組織されているほか、名誉総領事が人格者であることから、本事業への理解ならびに具体的な人選については問題ないと思われる。

⑥英国

招へい青年のうち兼轄国の者の査証は、ロンドンで発給するよう依頼した。ただし、日本への査証を持たずに英国に来た場合、空港の入国管理係官が入国を拒否することがありうるとのこと。（領事の説明によれば、昨年のアフリカでの日本査証 1,000 件の発給件数のうち日本へ入国した者は 100 人程度で多くは欧州に在留していると見られるとのこと。在ザンビア大の担当官によれば、アフリカの多くの国は Commonwealth を除いて英国入国は査証が必要であるので問題なからうとのこと。また、在南ア大では Commonwealth 圏にある兼轄国の招へい青年がロンドンに行く場合南アに立ち寄るので査証も発給しておくとのこと。）

(5) 調査日程

南部アフリカA班

	日付	曜	時間		連絡先及び宿泊先
1	10/31	日	12:15 15:35	成田発 (JL401) ロンドン着	Montcalm Hotel ☎ 44-071-402-4288
2	11/1	月	10:00 10:30 12:00 21:25	JICA事務所との打合せ 日本大使館との打合せ 中村所長主催昼食会 ロンドン発 (BA053)	英国事務所 ☎ 44-071-493-0045 日本大使館 ☎ 44-071-465-6500 機内泊
3	11/2	火	11:30 14:45 16:45	ルサカ着 日本大使館との打合せ JICA事務所との打合せ	ザビヤ事務所 ☎ 260-1-291075 日本大使館 ☎ 260-1-228495 ~7 Intercontinental Hotel ☎ 227911
4	11/3	水	9:00 11:00 15:00 19:30	国家開発局協議 人材開発局協議 ムワンガ外相表敬ならびに説明 大使主催夕食会	於 外務省 (TV、新聞取材) 於 大使公邸
5	11/4	木	12:30 15:00 20:00	調査団主催昼食会 大使館に対して報告 事務所長主催夕食会	於 ホテル内 於 マクンビ
6	11/5	金	10:40 12:30 15:00 17:30 19:30	ルサカ発 (QZ040) ヨハネスブルグ着 日本大使館との打合せ スポエルスタ教授との意見交換 大使主催夕食会	Holiday-Inn Hotel (プレトリア) 日本大使館 ☎ 27-12-342-2100~4 ホテル内 於 大使公邸
7	11/6	土			
8	11/7	日	10:00 10:50 12:30	ヨハネスブルグ発 (BP212) ハバローネ着 JOCV調整員事務所との打合せ	ボツアナ外務省出迎え Heatz (Sun Hotel ☎ 353970) Cresta Loghe Hotel ☎ 353970
9	11/8	月	9:30 19:00	マツツ大統領府開発担当次官協議 JOCV主催夕食会	於 Alfred
10	11/9	火	10:00 11:00 12:00 14:30	外務省協議 教育省協議 調査団主催昼食会 人事局協議	担当 Mr. J. Moreti ☎ 3600700 Foreign Affairs Officer 於 Alfred

11	11/10	水	11:00 12:00 16:00 19:00	ハポローネ発 (BP203) ヨハネスブルグ着 大使館との打合せ 調査団主催夕食会	Holiday-Inn Hotel (プレトリア) 於 香港大酒楼
12	11/11	木	15:10	ヨハネスブルク発 (SA282)	機内泊
13	11/12	金	7:00 16:00 19:00	シンガポール着 JICA事務所打合せ 事務所長主催夕食会	Crown Prince Hotel Singapore ☎ 734-9900 於 nada 萬
14	11/13	土	8:20 15:40	シンガポール発 (JL712) 成田着	_____

調査日程 南部アフリカ B班

	日付	曜	時間		連絡先および宿泊先
1	10/31	日	12:15 15:35	成田発 (JL 401) ロンドン着	ロンドン泊 Montcalm Hotel ☎ 44-071-402-4288
2	11/1	月	21:25	JICA事務所との打合せ 日本大使館との打合せ ロンドン発 (BA 053)	英国事務所 ☎44-071-493-0045 日本大使館 ☎44-071-465-6500 機内泊
3	11/2	火	11:30	ザンビア着 日本大使館との打合せ JICA事務所との打合せ	ザンビア事務所 ☎260-1-291075 日本大使館 ☎260-1-228495~7 ザンビア泊 Intercontinental Hotel☎260-1-227911
4	11/3	水		ザンビア外務省との打合せ ザンビア窓口機関との打合せ	ザンビア泊
5	11/4	木		ザンビア外務省との打合せ ザンビア窓口機関との打合せ	ザンビア泊
6	11/5	金	10:40 12:30	ザンビア発 (QZ 040) 南アフリカ着 日本大使館との打合せ 南アフリカNOGとの打合せ	日本大使館 ☎27-12-342-2100~4 南アフリカ泊 Holiday Inn ☎012-341-1571
7	11/6	土	11:40 15:45	南アフリカ発 (MD 721) マダガスカル着 日本大使館との打合せ	日本大使館 ☎261-2-261-02 マダガスカル泊 Hotel Colbert ☎20202
8	11/7	日		書類整理	マダガスカル泊
9	11/8	月		マダガスカル外務省と打合せ マダガスカル窓口機関との打合せ	マダガスカル泊
10	11/9	火	15:35 18:15	日本大使館との打合せ マダガスカル発 (MP 282) モーリシャス着	モーリシャス泊 Merville Beach Hotel ☎2638621
11	11/10	水		モーリシャス外務省との打合せ モーリシャス窓口機関との打合せ	モーリシャス泊
12	11/11	木		書類整理	モーリシャス泊
13	11/12	金	22:20	モーリシャス発 (MK 746)	機内泊
14	11/13	土	9:05	シンガポール着	シンガポール泊 Crown Prince Hotel Singapore ☎734-9900
15	11/14	日	8:30 15:40	シンガポール発 (JL 712) 成田着	

2. ザンビア

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国: ザンビア (英国)

調査対象機関: 人材開発局、他

(1) 協議項目

	調査事項	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ※査証がわからぬ よう手配 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手側機関の確認。(原則として技術協力の窓口) ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA 送付。(招へい青年の職場宛のメモ) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省に11/3付発出(写は釣田さん)。 ・人材開発局: 11/4教育省に依頼。 ・マラウイ、ボツワナ 日本の査証がない場合、英国への入国拒否が懸念されるが、本国で英国査証を取得すれば問題なし。(在英、在「ザ」大) ・在ジンバブエ、在南ア大および兼轄国のフォロー(難しいが、やれるだけやる; 所長) ・PTA; 調査し本部へ回電。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④入選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付 (Name List)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中高等教育従事者)を対象。(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢: 20~35才 ・心身ともに健康な者。(妊娠は不適格要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に接到あるよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中高等学校教員にて、補欠(複数名)も含め了解。 [大使コメント] ①招へい分野は極力限定すべし。 ②来年度以降、1ヶ国10人単位程度にて招へい対象国を絞るべし。 ・人材開発局が教育省を通じ人選。 ・ボツワナはOK。ザンビアは対応が遅いので大使館でフォロー(事務所も支援)。マラウイは通信事情が悪い。 ・大使館ならびに事務所に依頼。
来 年 度 計 画	招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とす予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治。 ・大使館、事務所へ依頼。
現 地 レ ジ ョ ン	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるレジョン(2月17日~19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本の紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部提示枠でのホテルはあるが、事務所を会場とした場合、足の確保が難しい。(Cによる地下鉄利用か) ・大使館にレセプション参加等を依頼
本 邦 行 方 法	①テーマ ②その他希望聴取 (実施期間) (委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 ・2月20日~3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省、国家開発局、人材開発局にVTR紹介。 ・外相をはじめ関係者から興味深く、有益な事業であるとのコメント。

(2) 各国事情

①宗教	特になし。
②タブー	同 上。
③食事	同 上。
④その他	同 上。

(3) 主要面談者

窓口機関	<p>(1) 外務省</p> <p>外相 Mr. Vernon J. Mwangi 副秘書官(政務課) Mr. T. C. Kapoma アジア・中近東局課長 Ms. C. S. M. Msadapwe 大臣官房補佐官 Mr. Bluce Namakando アジア・中近東課 Mr. Levy Mukupa</p> <p>(2) 人材開発局</p> <p>副局長 Mr. Edward Katongo 開発課主任 Ms. Jennifer Nyoni (主担当) 課長補佐 Mr. Sitali Chababa</p> <p>(3) 国家開発局</p> <p>経済・技術協力次長 Mr. Soko 同局主任エコノミスト Mr. Imakardo</p>
大使館	<p>大使 堀内伸介 (※企画部長時代に本事業開始時を手掛け精通)</p> <p>参事官 花形莞司</p> <p>一等書記官 小原耕平 [在英国大]</p> <p>専門調査員 鈴木亨尚 (担当) 一等書記官 中嶋敏 (経済担当) 二等書記官 阿部雅輝 (領事担当)</p>
事務所	<p>(ザンビア)</p> <p>所長 神谷弘司 次長 佐々木克弘 所員 鍋屋史朗 " 阿部亮子 専門家 白井 (担当)</p> <p>(英国)</p> <p>所長 中村三樹男 所員 橋本忠夫</p>
その他	なし

(4) ザンビア調査結果詳細

① 国家開発局（ザンビアの援助受入れ窓口機関）との協議

3日午前、国家開発局を往訪の上（先方；ソコ経済および技術協力局局长、イマカンド主任エコノミスト（T I C A Dに出席）、わが方：調査団4名および白井技術協力開発計画専門家同席）、当方より本事業の経緯、目的、事業内容等につき説明したところ、先方より(1)本事業は今までの技術研修とは異なった内容を有しており、青年交流は両国の若者にとって有益かつ有意義なプログラムであり、(2)これまで日本からは青年海外協力隊員として多くの青年が当地で活躍してきたが、本プログラムによって「ザ」の青年が日本へ招へいされ両国の青年交流が促進されることとなり、文化背景を含む相互理解が生まれる事を期待する旨の発現があった。

また、本事業の実施機関としては当国内閣府人的資源開発局（J I C A研修員の窓口機関）であることを双方で確認した。

② 人的資源開発局

上記協議を踏まえ、3日午前人的資源開発局と協議を行ったところ（先方：カトンゴ副局長、チャババ局長補佐、ニヨニ課長代理、わが方：調査団4名および白井専門家）、右概要次の通り。

- 1) 当方より、本事業の経緯、目的、事業内容等を説明し、G. I. 及び申請書を手交しつつ今後の手続き面での具体的な手順を打ち合わせたところ、早速招へい対象青年を所管する教育省と連絡をとり人選を進めたいとし、できるだけ早いうちに大使館に申請書を送る旨述べた。
- 2) 今後の本事業での対象青年の職種としては、(i) 地方自治体関係者、(ii) 青年およびスポーツ省が担当する青年活動の指導者があげられた。
- 3) また、受入れ上の注意事項（食事、タブー、宗教等）としては、個人の嗜好はあるにせよ大きな問題はない趣。

③ 外務省

3日午後、外務省を往訪し、ムアング外相および堀内大使出席のもと（先方：カポマ次官代理、ナマカンド大臣秘書、ムサダブエ中近東・アジア局局长、ムクパ中近東・アジア担当官、わが方：調査団4名、神谷J I C A事務所長、白井専門家および鈴木専門調査員同席）、本事業について協議を行ったところ右概要次の通り。

- 1) 冒頭、堀内大使より事業概要および調査団の目的等の説明がなされ、これを受けて「ム」外相より、
 - (i) T I C A Dが日本のイニシアティブで実施された意義について、日本の対アフリカ援助姿勢を表わすものとして高く評価、
 - (ii) 自分（「ム」外相）は、1974年ごろ現クロコウチ政府代表と日本とアフリカの交流

事業を話し合ったことがある、

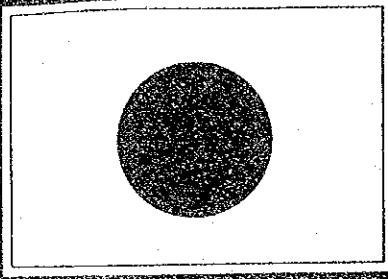
- (ハ) 今般、羽田外相の発表を受けて迅速に本調査団が派遣されたことに感謝、
 - (ニ) 日本側の予算事情もあるので招へい人数が少数（1カ国当たり）とならざるを得ないけれども、今回を第一歩として開始することに意義がある、
 - (ホ) 青年は将来の指導者であり、今回の日本からの招へいは、アフリカの途上国の若者を勇気づけるもの、
- であると述べた。

- 2) 次いで、事務レベルの打合せを行い、国際約束の形成のために、早急に口上書の交換を取り進めることを双方で確認した。

④ 所管その他

- 1) 「ザ」側は本事業が技術研修（教えられる側）ではなく青年を対象とした人材交流（対等の立場）として受け止め、わが方の新たな事業展開を率直に評価している趣があり、両国の相互理解の上で大きな期待をうかがえさせた。
- 2) 上記③の様子は3日夜7時のテレビニュースで放映され、翌4日の当地の新聞でも本事業についての記事が報道された。

(5) (参考) 在ザンビア日本大使館作成 プレス・リリース



news

PRESS RELEASE

EMBASSY OF JAPAN: P.O. BOX 34190, LUSAKA, ZAMBIA.

3 November 1993

JAPAN DESPATCHES MISSION CONCERNED WITH THE INVITATION PROGRAMME FOR AFRICAN YOUTH TO THE REPUBLIC OF ZAMBIA

A mission concerned with the Invitation Programme for African Youth arrived in Lusaka from Japan yesterday.

The purpose of the mission's visit to Zambia is to explain the Invitation Programme for African Youth announced by His Excellency Tsutomu Hata, Minister for Foreign Affairs of Japan, at the Tokyo International Conference on African Development (TICAD) on 6 October 1993, and to discuss the matter with the relevant authorities of Zambia. The mission and His Excellency Dr. Shinsuke Horiuchi, Ambassador of Japan to the Republic of Zambia met today with the Honourable Minister of Foreign Affairs, Mr Vernon J Mwaanga and officials of the Ministry.

Under this programme, the Government of Japan is prepared to invite approximately 50 youth to Japan this year from Africa with a view to promoting youth exchange and thus further fostering friendly relations between Japan and African countries. Japan will invite one or two Zambian youth to Japan during 1993 fiscal year to this end.

This programme will be continued every year and aims at providing the young people in Zambia and other African countries who will shoulder the task of future nation-building, with opportunities for close personal contact with the Japanese youth in the hope that through such personal contact, these youth can discuss with their Japanese counterparts the future relations between Japan, Zambia and other African countries. It is thus hoped that the participating youth will establish a long-lasting relationship of shared peace and prosperity that is based upon mutual understanding, thereby fostering true friendship between them.

REMARKS MADE BY H E DR SHINSUKE HORIUCH, AMBASSADOR OF JAPAN
TO ZAMBIA AT THE MEETING HELD WITH THE HONOURABLE VERNON J
MWAANGA, MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS OF THE REPUBLIC OF ZAMBIA
ON WEDNESDAY, 3 NOVEMBER 1993

Honourable Minister
Acting Permanent Secretary
Ladies and Gentlemen

We held, Honourable Minister, the Tokyo International Conference on African Development one month ago in October, in which Mr Tsutomu Hata, Minister for Foreign Affairs of Japan announced the Invitation Programme for African Youth. As a follow up, the mission have visited the Republic of Zambia especially to discuss the programme and procedures with the relevant authorities of your country.

Under this Programme, the Government of Japan has decided to invite approximately 50 youth from African countries in the 1993 Japanese fiscal year with a view to promoting youth exchange, and thus further foster friendly relations between Japan and African countries. We will invite one or two Zambian youth to Japan during 1993 fiscal year.

The Government of Japan started up a similar Invitation Programme for ASEAN youth (Association of South East Asian Nations) in 1984 and later expanded the scheme to cover other Asian and Pacific countries and this time to cover African countries. The total invitees to date amount to over 10,000.

I truly hope that the initiation of this programme in Zambia and other African countries will give an opportunity to the youth in Zambia, other African countries and Japan to deepen their mutual understanding, thereby cultivating friendship.

Lastly, it might be note-worthy to mention that the economic cooperation from our Government to the Republic of Zambia last year was recorded as extremely high in Africa, the first in grants by 74 million US \$ and second to Kenya in grants and loans of 117 million US \$ on the net disbursement basis.

And a Japanese delegation arrived in Lusaka yesterday to discuss a youth programme organised by the Japanese foreign ministry to which 50 African youths, including Zambians have been invited to share developmental ideas.

The delegation, met Mr Mwaanga who welcomed the idea, saying it would help prepare the youth for "the task of future national buildings.

"We in the government fully endorse this Japanese initiative as it will help African youths share ideas which may be very useful to development," Mr Mwaanga told Japanese Ambassador to Zambia, Shinsuke Horiuchi who led the delegation.

Mr Horiuchi said Japan was proud to be associated with the programme which was also intended to improve its relations with African countries.

"I hope that the initiation of this programme in Zambia and other African countries will give an opportunity to the youth in Zambia to deepen their understanding of development issues"

3. 南アフリカ

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国：南アフリカ（兼轄国を含む）

(1) 協議項目

調査対象機関：在南アフリカ日本大使館

	調査事項	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ※査証がかからぬ よう手配 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の（再）確認。 ・相手側機関の確認。（原則として技術協力の窓口） ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA 送付。（招へい青年の職場宛のメモ） ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アについては建前上はUNEPTSA とし、実質的には大使館が行う。従って、口上書交換は行わない。 ・現状での問題点 ①限定的な非白人対象で、政府ベースの協力ではない。 ②ODA対象国ではない。 ・兼轄国については口上書交換は各国とも外務省と行うが、手続きはこれから。ナミビア、スワジランドは連絡済み。 ・ナミビア；National Planning Commission ・スワジランド；Ministry of Economic Planning ・レソト；Ministry of Economic Planning ・兼轄国はすべて南アで取得。英国査証は commonwealth 圏で査免(?)。いずれにせよ、High Commission がある。 ・レソトは日本との査免協定があるが、本件は査証を取得する。 ・航空券はPTA送付で問題なし。ロンドンの宿舎は査証取得時に在南ア大から説明 ・A/P南アはまずUNEPTSA formを使用。遅れてA/Pを提出させる。 ・name-list；遅れた場合ザンビア事務所に連絡する。 ・米年度について意見等あれば具申する。 ・ナミビアについては問題なし。レソト、スワジランドは行政がしていない。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付 (Name List)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員（中高等教育従事者）を対象。（なお、招へい対象国は47カ国1国連機関） ・招へい対象年齢：20～35才 ・心身ともに健康な者。（妊娠は不適格要件） ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に接到あるよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	
来年度 計画	招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とす予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	
現地 レイン ション	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるレインション（2月17日～19日） ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本の紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配 	了解。
本邦 加 行 ム	①テーマ ②その他希望聴取 (実施期間) (委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性（WID/教育における女性の役割）を基調テーマとすることを説明。 ・2月20日～3月21日（30日間） ・（財）日本国際協力センター ・（財）大阪府国際交流財団 	

(2) 各国事情

①宗 教	70%以上がクリスチャン。
②タブー	特になし。
③食 事	メイズが主食。
④その他	特になし。

(3) 主要面談者

窓口機関	なし
大使館	大使 瀬 崎 克 己 公使 原 聡 二等書記官 原 田 秀 明 (担当) 三等理事官 内 藤 康 司
事務所	なし
そ の 他	南アフリカ大学教授 Manie Spoelstra

(4) 留意事項（大使館情報要約）

南アフリカは来年4月27日、黒人参加のもと総選挙が予定されているが、選挙の実施は依然として流動的である。（註1）

現在、マンデラ議長が率いるANC（African National Conference）が6割の支持されている一方、デクラーク大統領の急激な改革に白人与党国民党に対して白人は不信を募らせており支持率は下がっている。南アフリカの人口は3,980万人だが白人はうち500万人しかおらず、一部財力のある者だけがオーストラリア等へ移住しているが多くはそれができないために、極右などを中心に、中央集権型の現制度を改め、白人だけによる自治権獲得の動きがある。（註2）

他方、黒人側では、民族問題などからANCに一本化できず、黒人どうしの内乱が続いている。ヨハネスブルグには周辺国の不法入国者も含め黒人の流入が激しく、治安は日に日に悪化している。いずれにせよ、選挙が実施されれば5%の得票率を獲得した政党は政権に参加することになり、マンデラ議長が大統領に就任することが確実視されている。

本事業については大使館内に直接ANCから招へいするとの考えもあったが、政治色を廃し、南アフリカ大学（UNISA）等を通じて、大使館が人選を進めることとなると思われる。ここでの問題は研修事業同様、南アからの招へいは黒人（非白人）支援の観点からの究めて限定的な受入れであり、政府ベースではないこと。また、来年以降黒人が政府を構成したとしても、以前ODA対象国ではないことから、当面、UNEP TSAを通じた形にせざるを得ないことである。今後、非白人が参加した政府が樹立され、例えばDACリストにODA対象国として掲載されたとした場合、今度は白人を除外する矛盾を生じることになる。これを踏まえ、瀬崎大使からは何故白人を除外するのかという疑問が出されている。黒人の1人当りのGNPは約600ドルと言われており、白人の7,000ドルをはるかに下回るが、東・西アフリカ諸国の水準を上回っており、アパルトヘイト廃止以前からも教育の機会は与えられていた。他方、白人教師でも1ヶ月の給与が1,500ランド（1ランド=32円）のものが多くいるという。また、黒人を選ぶ際も、校長や労組指導者など影響力のある者とした方が効果的である。さらに、黒人だけでは片手落ちで、カラードも対象とする方が望ましい。ちなみに、南アでの日本の援助額は南ア援助額の1%しかなく、恥ずかしい思いをしている。

(註1) 11月18日暫定憲法草案が正式採択するよう合意され、選挙に向けて大きく前進したことが伝えられた。

(註2) こうした動きは黒人側にもあり、双方で基本的な合意はできている。

4. ボツワナ

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国： ボツワナ

(1) 協議項目

調査対象機関： 外務省、他

	調査事項	協議および確認事項	調査結果
大使館 JI CA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ※査証がかからぬよう手配 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手側機関の確認。(原則として技術協力の窓口) ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA 送付。(招へい青年の職場宛のフォロー) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在ザンビア大から受領済み。 ・人事局 (Directorate of Public Service Management; DPSM)。 ・ロンドンで取得 (英国への入国は無査証)。 ・南アもしくはジンバブエ経由。 ・70%以上がクリスチャン (次ページ参照)
窓口機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付 (Name List)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員 (中高等教育従事者) を対象。(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢：20～35才 ・心身ともに健康な者。(妊娠は不適格要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に届くよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には了解。 英語については公用語であり問題なし。 対外的には外務省、国内はDPSMが調整する。今回は教員であることから教育省が直接人選する。 人選は今後1週間以内に進め、先にネームリストを在「ザ」大もしくはボツワナJOCV調整員事務所に提出してもらう。(11月中には可能)
来年度計画	招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とす予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済、文化、スポーツ (開発担当次官)。 ・建設 (DPSM) ; 研修員受入にて対応するよう助言。 ・9～10月になることを説明。
現地 レ ン テ シ ョ ン	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるレクチャー (2月17日～19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本の紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 了解、寒さだけが気かりとのコメント有。
本邦 加 ラ ム	①テーマ ②その他希望聴取 (実施期間) (委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性 (WID/教育における女性の役割) を基調テーマとすることを説明。 ・2月20日～3月21日 (30日間) ・(財) 日本国際協力センター ・(財) 大阪府国際交流財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味深く、有益なプログラムであるとの感想有。 ・また、日本人教師の来訪プログラムはないのかと質問が出た。

(2) 各国事情

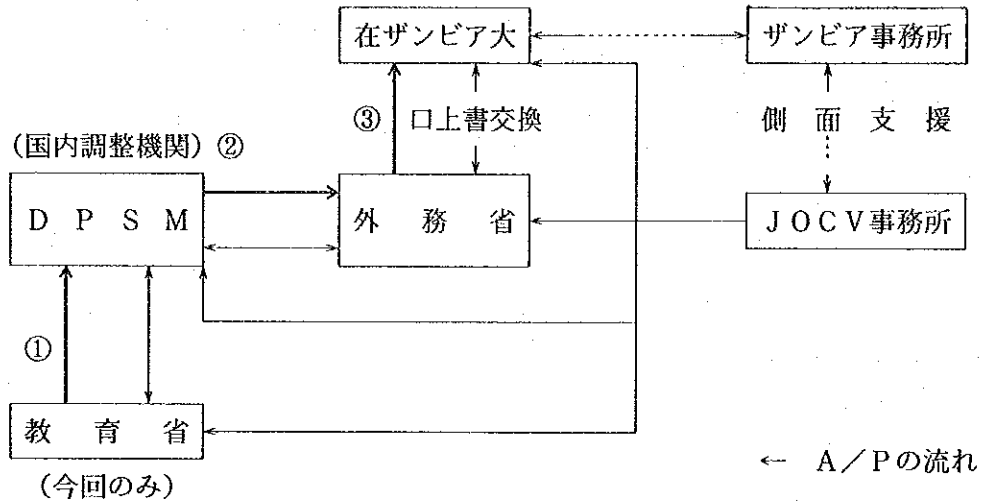
①宗 教	70%以上がクリスチャン。
②タブー	迷信を信じる者がいるが、個人の問題。
③食 事	ブタ肉を食べない者がほとんど。
④その他	な し。

(3) 主要面談者

窓口機関	<p>(1) 外務省 事務次官 M. L. Mokone (アフリカ開発会議; TICAD出席) 事務官 John M. Moreti (本件主担当者; 来年度研修員で招へい予定)</p> <p>(2) DP SM 課長補佐 Kealeboga Mogaetsho 首席事務官 Mukari Pelaelo 事務官 Leutlwetse Mnualefe</p> <p>(3) 教育省 事務次官 P. O. Molosi</p> <p>(4) 大統領府 開発担当次官 Philip M. Matsetse (TICAD出席; GCA事務局)</p>
大使館	なし
JOCV 調整員 事務所	調整員 (SC) 稲 田 武 司 調整員 (CC) 池 上
その 他	なし

(4) 留意事項

① 本事業に関するボツワナ側組織フローチャート



② 官僚組織に対する印象

ボツワナ政府は一般的に英国の影響もあり、プロトコル的な体制は整備されているが、事務処理は個人に負うところが多い。本事業の場合、明らかに外務省のMr. Moretiがキーパーソンであり、DPSSMは調整に徹しており、多くを期待できなだらう。しかしながら、今回は補欠を含めた女性教員2名の人選であることから、容易に進むことが予想される。いずれにせよ、現地JOCV事務所の側面支援を要する。

③ 一般的な印象

ボツワナは1人当りのGNP (GDP) が2,000 ドルを超えており、インフラ整備も進み豊かな国である印象をまず受ける。しかし、これと言った産業はなく、ダイヤモンドの輸出のみで国を支えているのが現状である。農産物をはじめて生活物資は南アから輸入しており、同国の政情不安はボツワナに大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、周辺国からの不法流入も気になるところである。国民性はきわめて大らかだが、ホテルのサービス等対人への応待は周辺国の人間と比べても十分でないところがあり、考えさせられた。

5. マダガスカル

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国：マダガスカル国

調査対象機関：外務省 青年スポーツ余暇担当省

(1) 協議項目

	調査項目	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手側機関の確認。(原則として技術協力の窓口) ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA送付。(招へい青年の職場宛のメモ) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ①口上書は先方外務省に送付済。極力早くするよう働きかける。 ②窓口機関は青年スポーツ余暇担当省とする。技協の窓口と異なるが、問題はない。 ③ビザについては大使館があるので問題はなし。 ④(地方在住者を人材したいとの意見に対し)今回は時間がないためPTAが確実に届く首都在住者の人材を依頼した。 ⑤宗教等については特記事項なし。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢：20～35才 ・心身共に健康な者。(妊娠は不適格要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に届くよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ①他の条件を持つ者については資格がないかとの青・スポ省大臣の質問に対し、今回は認められないと返答。 ⑤要請書については、教育省とも連絡をとり合って極力早くすること。
来年度 計画	①招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とする予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度以降の分野については、青年指導者、環境、経営などはどうかとの提案あり。 ・他の分野であっても、窓口機関は変えない。 ・1カ国1名ではインパクトが弱い。もっと増やせないかとの意見あり。
現地 オリ エン ション	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日～19日) ・開講式、JICA事業紹介、本事業に係る説明、日本紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配。 	<ul style="list-style-type: none"> ・極力地方在住者を人材していきたい(何でも首都が有利なので)。その際の国内旅費の支給はどうかとの質問に対し、手続きがやや複雑だが可能と返答。 ・国内旅費については、事前オリエンテーション時に支払う旨返答。
本邦 プロ グラ ム	①テーマ ②その他希望聴取(実施期間)(委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 ・2月20日～同3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記事項なし。

(2) 各国事情

①宗 教	}
②タブー	
③食 事	
④その他	

(3) 主要面談者

窓口機関	外務省：M. Rakotozafy Jean la croix — 外交政策局長 M. Raniaramanana Solofo — 二国間局アフリカ・アジア担当課長 青年スポーツおよび余暇担当府：Alexandre Beranto 相（大臣） Ramasitera Fidélice — 前青年局長 Rakotoarimanana Jeannot Sosthène — 課長 Rardrianjakanavalana Moïse Augustin — 課長 Fernand Botokeky — 官房長 Jarison Jean Martial — 報道官 M. Malo Benait — 現青年局長	
大使館	藤井 柳太郎 — 参事官 垂井 Toshiharu — 事務官	平野 智巳 — 二等書記官 菅原 麻以 — 派遣官
事務所	ナシ	
その他	ナシ	

(4) 留意事項

政変による暫定政権が1年以上続き、つい最近（11月上旬現在）新政府人事が固まったばかりという内情にあり、今回の事業の窓口機関となる外務省および青年スポーツ余暇担当省も、まさに担当が交替の時期であった。新旧の担当者に会って話をすることはできたが、今後引き継ぎ時に多少の混乱が生じることはまぬがれないと思う。

※兼轄国であるコモロの窓口機関は外務省（1本のみか？）。日本国外務省にその旨連絡あり。

JES JOURS FERIES L' ANNEE 1993(大使館休館日)

-Vendredi 01 Janv.	-Dimanche 03 Janv.	Fete du Nouvel An (年始休暇)
(*) -Vendredi 15 Janvier		Jour des Adultes (成人の日)
(*) -Jeudi 11 Fevrier		Anniversaire de la Fondation du Japon (建国記念日)
-Lundi 29 Mars		Commemoration du 1947(革命記念日)
-Lundi 12 Avril		Lundi de Paques (復活祭)
(*) -Lundi 03 Mai		Jour de la Constitution(憲法記念日)
(*) -Mardi 04 Mai		Fete de la Nation (国民の休日)
(*) -Mercredi 05 Mai		Jour des Enfants (子供の日)
-Vendredi 20 Mai		Ascension (昇天祭)
-Mardi 25 Mai		Journee de l' OUA(アフリカ統一機構の日)
-Lundi 31 Mai		Lundi de Pentecote (聖霊降臨祭)
(*) -Jeudi 23 Septembre		Equinoxe d' Automne (秋分の日)
-Lundi 01 Novembre		Toussaint (万聖節)
(*) -Mercredi 03 Novembre		Journee de la Culture (文化の日)
(*) -Mardi 23 Novembre		Jour d' Action de grace (勤労感謝の日)
-Jeudi 23 Decembre		Anniversaire de l' Empereur (天皇誕生日)
-Mercredi 29 Dec.	-Vendredi 31 Dec.	Fete de fin d' annee (年末休暇)
(*) -Jours ferries japonais		

1994年 マダガスカル共和国 祝祭日

- 3月29日(火)	Commemoration de 1947 (革命記念日)
- 4月4日(月)あるいは4月18日(月)	Lundi de Paques (復活祭)
- 5月12日(木)あるいは5月19日(木)	Ascension (昇天祭)
- 5月25日(水)	Journee de l' OUA (アフリカ統一機構の日)
- 5月23日(木)あるいは6月6日(月)	Lundi de Pentecote (聖霊降臨祭)
- 6月26日(日)	Fete Nationale (独立記念日)
- 8月15日(月)	Assomption (聖母被昇天祭)
-11月1日(火)	Toussaint (万聖節)
-12月25日(日)	Noel (クリスマス)

*この他に政府の決定により祭日が設けられることがあります。

(6) マダガスカル調査結果詳細

① 外務省との協議

8日午前、外務省を訪問し（先方：ラコトザフィー外交政策局長、わが方：調査団2名、藤井、平野同席）、藤井より本件調査団の派遣目的を説明した後、調査団より国際約束形成のために必要な口上書の交換およびその迅速な対応を要請し、先方からの了解を得た。更に、本事業の具体的な内容（招へい分野、期間、対象人数、年令等）を説明するとともに実施機関について協議を行ったところ、実施機関は青少年スポーツおよび余暇担当総局であることを確認した。

② 青少年スポーツおよび余暇担当総局との協議

外務省との協議を踏まえ、同日午前、右総局を訪問し（先方：ラマシテラ前青少年局長および担当課長2名、わが方：調査団2名、平野同席）、本件事業の詳細説明および協議を行ったところ、先方発言要旨次のとおり。

- 1) 新政権発足後につき次官、局長級ポストは確定していなかったが（それゆえ暫定政権中から引き続いてその職を務めていた「ラ」前青少年局長に調査団受け入れをお願いしていた）、ようやく新局長が決まり（本調査団訪問の直前に任命され、調査団訪問時は新旧局長間での業務の引き継ぎがなされている真っ最中であった）、また次年度の予算も確定したことから本事業に対しても十分対応可能な環境が丁度整ったところ、12月20日までの可能な限り早い時期に本事業の派遣候補者を選考し申請書を大使館に提出する。
- 2) 本件事業の内容は青少年育成活動に相応しく、長年実現を希望していたことでもあるので今回招へいを受けて光栄である。
- 3) 今回招へい対象となっている女性教員の中から候補者選考にあたっては、青少年スポーツおよび余暇総局が国民教育省内に組織されているため担当部局との調整が容易なことから、まったく問題なく実行できる。
- 4) 今後の招へい対象分野については、青年活動の指導者を希望する。
- 5) 本件を確実に新局長に引き継ぐ（事実、同日午後の担当相との会談に任命直後の新局長出席）。
- 6) マダガスカル青年受け入れにあたり特段注意すべき事項（宗教等）はない。

③ 青少年スポーツおよび余暇総局担当相表敬訪問（実質的には協議）

8日午後、右総局ベラント担当相を表敬訪問し（先方：フェルナンド官房長、ジャリソン報道官およびマロ青少年新局長、わが方：調査団2名、藤井、平野同席）、藤井より本調査団の訪「マ」目的、事業概要を説明したところ「ベ」担当相より詳細説明を求められたので、調査団より午前中（前青少年局長ほか）と同様の説明を再度行った。その後の主な協議内容次のとおり。

- 1) 「フェ」官房長より、「青少年交流を深める上で意義深いものではあるが、(イ) 1カ国あたりの招へい人数が少なすぎる、(ロ) 文化交流であることに鑑み「マ」国の文化を紹介するためのビデオテープ等を用意する必要があるか否か」という旨の発言があり、わが方より(イ)については来年度以降は毎年アフリカ全体で100名(今回の二倍)の受け入れを検討中であること、(ロ)についてはプログラムがほぼ決定しているところ特段の準備は必要ないものの個人的に文化紹介資料を持参しても差し支えない旨伝えおいた。
- 2) 先方より、「これまでは地方在住の青年がこの種のプログラムに参加する機会に恵まれなかったが、右受け入れは可能か」との質問があり、わが方より、「地方在住青年の参加は可能なるも、「マ」国内旅費、航空券送付手続き及びこれに要する時間等の問題があることから、今回は対応に苦慮している状況である」旨回答した。
- 3) 最後に「ベ」担当相より早急に事務手続きを始める旨の発言があり協議を了した。

④ 所感その他

- 1) 「マ」側は、新政権発足後間もないことから、特に青少年スポーツおよび余暇担当総局としては新事業を国民に広くアピールしたい様子がうかがえ、わが方のフルサポートによる本事業は極めてタイミングの良いものであった模様である。
- 2) 「マ」側新政府内の組織及び人事が最近ようやく決定したばかりであることから行政組織が円かつに機能していない印象を受けたが、上記③の表敬訪問によりトップダウンの指示がなされ、本件事務手続きは迅速に行われるものと思われる。
- 3) 1カ国あたりの招へい人数が少ないことにより非招へい国側へのインパクトが極めて小さいものになってしまうことを危惧するとともに、今後の本事業への招へい体制(1カ国1名の原則)を見直し、非招へい国への効果的な事業展開を検討する必要がある。

6. モーリシャス

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国：モーリシャス国

調査対象機関：外務省・青年スポーツ省

(1) 協議項目

	調査項目	協議および確認事項	調査結果
窓口機関・外務省	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手側機関の確認。(原則として技術協力の窓口) ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA送付。(招へい青年の職場宛のメモ) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<p>①口上書については、11/10現在マダガスカル大使館から届いていないが、届き次第早急に手続きをする。</p> <p>②窓口機関は青年スポーツ省でよい。(技協窓口とは異なる)。</p> <p>③日本国外務省およびJICAの証明書を提示することで、ビザなしで入国できないものかとの質問あり、できない旨返答。</p> <p>④PTAについては旅行代理店気分で今まで実施してきたので問題なし。研修員はシカゴ経由で来日するがロンドン経由でも問題ない。</p> <p>⑤防寒対策についてはよく伝えておく。</p>
外務省	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢：20～35才 ・心身ともに健康な者。(妊娠は不適格要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に届くよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<p>②人選については行動的、積極的な人を出したい。</p> <p>③言語についてモーリシャスは英仏どちらでもよい。</p> <p>⑤12/20までというのは非常にタイトである。延長できないかとの質問あり。できない旨返答。</p> <p>⑥例としてネームリストのフォームを提示した。</p>
来年度計画	①招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員及び開発・経済関係公務員を対象とする予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できればもっと多くの人数を招へいしてほしい。 ・できるだけ多くの青年にチャンスを与えたいので、条件をあまり厳しく設定しないほうがよいのでは？
現地オリエンテーション	①実施場所および期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日～19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先方国内での移動旅費に関する質問あり。事前オリエンテーションで支払う旨返答。 ・来日準備に係る支度料3万円もこの場で支払うと説明した。
本邦プログラム	①テーマ ②その他希望聴取(実施期間)(委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 ・2月20日～同3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦プログラム期間中のアローワンスについて質問あり。予定に従って返答した。

(2) 各国事情

①宗教	ヒンズー教50%、キリスト教31%、イスラム教16%、仏教3%
②タブー	特になし。
③食事	宗教によって異なる。
④その他	特になし。

(3) 主要面談者

窓口機関	外務省：Le Chartier(次官)、ジョイブル(次期在日モーリタス大使館勤務) Toyker Nayeck(二等書記官) 青年スポーツ省：Dabylall Hurnaum, T. Packiry Poullé(Chief Youth Officer), N. Goolamamode(次官), Hon. M. J. K. Glover(Ministry) 財政計画開発省(Economic Planning and Development)：技術協力窓口： Wong So Guy(Deputy Director), S. Sohun(Economist), Purusram Ujoodka(Principal Economist)
大使館	_____
事務所	_____
その他	日本国名誉総領事：C. A. ヘア

(4) 留意事項

国内の生活・教育水準は高く、治安も良く、安定しており、内部事情について懸念すべき問題はない。日本大使館もJICA事務所も存在しないが、名誉総領事が先方政府内で顔のきく人であり、また窓口機関も安定した組織なので、留意すべき点は特になし。

(5) モーリシャスの休日

approved the list of Public Holidays for the year 1994

New Year	Saturday, 1st January
New Year	Sunday, 2nd January
Thaiposam Cavadee	Thursday, 27th January
Chinese Spring Festival	Thursday, 10th February
Maha Shivaratree	Thursday, 10th March
National Day	Saturday, 12th March
* Id El Fitr	Monday, 14th March
Ouqadi	Monday, 11th April
Labour Day	Sunday, 1st May
Ganesh Chaturthi	Saturday, 10th September
All Saints Day	Tuesday, 1st November
Divali	Thursday, 3rd November
Christmas	Sunday, 25th December

* The exact date of the festival is subject to confirmation as its celebration depends on the visibility of the moon

08. 11. 93

JES JOURS FERIES MALGACHES PENDANT
L' ANNEE 1994

-Mardi 29 Mars	Commémoration de 1947
-Lundi 04 Avril ? ou Lundi 18 Avril ?	Lundi de Pâques
-Jeudi 12 Mai ? ou Jeudi 19 Mai ?	Ascension
-Mercredi 25 Mai	Journée de l' OUA
-Lundi 23 Mai ? ou Lundi 06 Juin ?	Lundi de Pentecôte
-Dimanche 26 Juin	Fête Nationale
-Lundi 15 Août	Assomption
-Mardi 01 Novembre	Toussaint
-Dimanche 25 Décembre	Noël

* A ces jours fériés seront peut-être ajoutés d' autres jours qui seront décidés par le Gouvernement.

Ⅲ－3 第3調査団（西方面）調査結果

1. 調査結果概要

(1) 調査対象国 セネガル、フランス、A班 コートジボアール、ブルキナファソ
B班 ガボン、ギニア

(2) 調査期間 A班、B班 平成5年11月7日～11月20日(14日間)

(3) 調査団員

総括

駒沢彰夫 (A班)

国際協力事業団 研修事業部青年招聘業務室長

招へい計画

大久保雄大 (B班)

外務省 中近東アフリカ局 アフリカ第1課

国内プログラム実施

小田切 清治 (B班)

(財) 日本国際協力センター 広報部 情報課長代理

招へい実行計画

大場 美紀子 (A班)

国際協力事業団 研修事業部 管理課

仏語通訳

町谷 弘治 (A班)

(財) 国際協力センター 研修監理員

井上 博明 (B班)

(財) 国際協力センター 研修監理員

(4) 調査結果概要

今回調査対象とした各国に共通して言える事は、招聘計画の開始を歓迎すると共に、事業の継続および将来の招へい人数の増員を、強く要望したいという二点であった。国別の結果概要は以下の通り。

① セネガル

・首相府内閣官房 C.T.DIOP国際協力局長より、本事業の主旨に賛意を表すと共に、青年の交流を通じて得た成果は将来の国造りに必ず生かされるという意味において、本計画を歓迎し、また大いに期待している旨発言があった。実施の窓口機関となる首相府を中心に、関係省間（教育省、女性・児童・家族省）の連携が生まれようとしており、人選・手続き面は円滑に実施される見込みである。

・大使館（コメント提言）

兼轄国の一部（ギニア・ビサオ）に電話等通信連絡の取りにくい所があり、やや手続きの後れが心配される。

・セネガル事務所における説明時に出張参加願ったナイジェリア、ガーナ両事務所を含めて、直接詳細な説明ができた。3か国とも大使館と緊密なコミュニケーションがとれているが、改めて今次業務への協力を依頼し、了解をとった。

② コートジボアール

外務省における合同会議の冒頭、同省国際協力局長から日本に対する高い評価並びに世界に果たす役割への期待について、「日本の国連安保常任理事国入りを支持したい。」という発言と共に熱意を込めた表明があった。説明会には、関係各省（外務省、大蔵省、教育省、青年スポーツ省、高等教育科学省）が同席したが、既に外務省（窓口）を中心に人選のための組織作りが開始されていることが確認できた。来年度には公式の「人選委員会」を設置する予定と

の事で、コートジボアール側の真剣な取組姿勢が窺えた。各省代表者より、大臣等政府高官も含めて本事業の開始を歓迎している旨の発言があった。

③ ブルキナファソ

中等高等教育科学研究大臣、財政計画大臣（コンバオレ大統領に同行、東京会議出席）、青年スポーツ大臣、対外関係省官房長より個別に「本計画の実施は日本とブルキナファソ二国間関係の強化の表れであり、歓迎する。」と表明された。今回の推薦元は、中等高等教育科学研究省となるが、窓口機関である対外関係省が連絡調整役となり、必要に応じ連絡会議を開催するとの事であった。

④ ガボン

先方政府よりは、当プログラムに対し、歓迎の意が表された。窓口機関はあくまでも外務協力省アジア太平洋課であるが、国民教育省にもコンタクトしおいた。ただし、外務省が改築中ということもあり、同省の通信事情が極度に悪いという理由、さらには官僚的縄張り争いが見受けられ、両省間のコミュニケーションはうまくいっていないように思われた。大使館は大使、参事官一同に歓待された。実際に今後の手続き等を担当してもらう事務方も、協力方快諾した。大使館においても、先方政府内のコミュニケーションの悪さを承知しており、今後は大使館がガボン政府及びそのほか兼轄国政府に対し、イニシアティブを取って進めてもらいたい旨依頼し、大使館側も了解した。

⑤ ギニア

先方政府は当プログラムに対し絶賛の意を表した（特に、教育関係当局）。政府内部の省庁間コミュニケーションも、特に悪いとは見受けられない。大使館側も大使はじめ全館挙げて協力してくれる旨約した。

⑥ フランス

①フランス大使館において日本査証の発給について依頼し、研修員と同様の取り扱いにつき応諾をいただいた。

②JICAフランス事務所およびセネガル事務所によれば、フランスでの滞在査証を取得する際には一定額以上の所持金の携行等条件を付けられるケースが間々見られるとのこと。追跡調査を依頼しおいた。

(5) 調査日程 (概要) 西アフリカ A班

	日付	曜	時間	行 程	連絡先および宿泊先
1	11/7	日	12:00 16:40	成田発 (JL405) パリ着	J(33-1)4020-04-21 大(33-1)4766-02-22
2	11/8	月		JICA事務所との打合せ・大使館表敬	フランス泊 (町谷氏 17:35着 AF275)
3	11/9	火	15:35 22:20	パリ発 (AF402) ダカール着	J(221)21-33-66 大(221)23-91-41
4	11/10	水		JICA事務所との打合せ (含.ナイジェリア、ガナ事務所) セネガル外務省との打合せ	セネガル泊
5	11/11	木	11:50 14:20	ダカール発 (RK092) アビジャン着	コートジボアール泊 大(225)21-28-63
6	11/12	金		大使館表敬 コートジボアール外務省との打合せ	コートジボアール泊
7	11/13	土		資料整理	コートジボアール泊
8	11/14	日		資料整理	コートジボアール泊
9	11/15 (祝日)	月	18:30 19:55	アビジャン発 (RK113) オウガドウゴウ着	ブルキナ・ファソ泊
10	11/16	火		ブルキナ・ファソ外務省との打合せ	ブルキナ・ファソ泊
11	11/17	水	20:00	オウガドウゴウ発 (RK033)	機内泊
12	11/18	木	05:50	パリ着	フランス泊
13	11/19	金	15:00	パリ発 (AF276)	機内泊
14	11/20	土	10:55	成田着	—————

調査日程（概要） 西アフリカ B班

	日付	曜	時間	行 程	連絡先および宿泊先
1	11/7	日	12:00 16:40	成田発（JL405） パリ着	J(33-1)4020-04-21 大(33-1)4766-02-22
2	11/8	月		JICA事務所との打合せ・大使館表敬	フランス泊 (町谷氏 17:35着 AF275)
3	11/9	火	15:35 22:20	パリ発（AF402） ダカール着	セネガル泊 J(221)21-33-66 大(221)23-91-41
4	11/10	水		JICA事務所との打合せ (含 ナイジェリア、ガーナ 事務所) セネガル外務省との打合せ	セネガル泊
5	11/11	木	16:30	大使館表敬 ダカール発（GN129）	(A班 11:50 ダカール発 RK092) 機中泊
6	11/12	金	01:01	リブレビル着 大使館との打合せ ガボン外務省との打合せ	(井上氏合流GN607 04:50着) 大(241)73-22-97
7	11/13	土		資料整理	ガボン泊
8	11/14	日		資料整理	ガボン泊
9	11/15	月	14:00 20:30	リブレビル発（GN128） ダカール着	J(221)21-33-66 大(221)23-91-41
10	11/16	火	05:55 06:15	ダカール発（RK009） コナクリ着	大(224)44-36-07
11	11/17	水	22:30	ギニア外務省との打合せ コナクリ発（AF7225）	機内泊
12	11/18	木	05:35	パリ着	フランス泊
13	11/19	金	15:00	パリ発（AF276）	—————
14	11/20	土	10:55	成田着	

2. セネガル

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国：セネガル

調査対象機関：首相府官房国際協力局他

(1) 協議項目

	調査事項	協議および確認事項	調査結果
大使館 JI CA 事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 交換の(再)確認。 相手側期間の確認。(原則として技術協力の窓口) 大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 PTA 送付。(招へい青年の職場宛のフォロー) 宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> 口上書の交換は「セ」国側外務省と来週中(11/10 現在)に交換の予定。 首相府官房国際協力課。(技協窓口) 現在アフリカ諸国から仏国への入国は制限があり、青年が査証を取得するのが困難な場合も考えられる。基本的には当該国と仏国との問題であるが日本側も何らかの対策が必要。 PTA 送付は研修員と同様で可。
窓口 機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> 女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) 招へい対象年齢：20～35才 心身ともに健康な者。(妊娠は不適格要件) 代替候補者も必ず選出するよう依頼。 原則として要領のとおりで依頼。 要請書は12月20日までに本邦に接到あるよう依頼。 要請書には自己健康診断書を添付のこと。 要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の規準に沿って「セ」側はすでに人選の準備を進めている。教育省、女性・児童家族省から1人ずつ推薦したいとのこと。 言語はフランス語で問題無し。 特に12/20の締切はプログラム作成上厳守してほしい旨説明了解を得た。 要請書の提出が遅れそうな場合は前広にネームリストの送付を依頼。
来年度 計画	招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の希望聴取。 教員および開発・経済関係公務員を対象とす予定。 来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 招へい事業の成果、人数の拡大の期待。 来年度の予定分野及び時期について説明。合わせて、人選準備を依頼、了承を得る。
現地 初 イン テ リ ン	①実施場所及び期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> JICA英国およびフランス事務所によるオリエンテーション(2月17日～19日) 開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本の紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 青年の宿泊先の手配 	説明済。
本邦 加 ラ ム	①テーマ ②その他希望聴取 (実施期間) (委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> 開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 2月20日～3月21日(30日間) (財)日本国際協力センター (財)大阪府国際交流財団 	<ul style="list-style-type: none"> プログラ・こについて特に希望は無かった。

(2) 各国事情

① 宗教	人口の90%がイスラム教、5%がキリスト教で残りの5%は各部族の伝統宗教を信仰している。
② タブー	特に無し。
③ 食事	イスラム教徒に対する食事の配慮は必要と思われる。
④ その他	

(3) 主要面談者

窓口機関	首相府官房国際協力局 国際協力局長 Mr. C. T. DIOP 国際協力局次長 Mr. A. K. DIOP 技術援助担当 Mr. A. DIOP 教育担当官 Ms. K. NIANG 広報担当官 Mr. B. MOUSSA	女性・児童・家族省 技術参事官 Ms. E. BENGA 教育省 技術参事官 Mr. W. SENE
大使館	二等書記官 鷺平 保雄 三等書記官 堀内 俊彦	
事務所	セネガル事務所長 朝日 紀樹 所員 三浦 和紀 青木 利道	ナイジェリア事務所長 西端 則夫 ガーナ事務所員 阿部 記実夫
その他		

(4) セネガル国祝祭日

1月1日	元旦
※3月下旬	コリテ (ラマダン明け休日)
4月4日	独立記念日
4月12日	復活祭翌日の月曜日
5月1日	メーデー
5月20日	キリスト昇天祭
5月31日	聖霊降臨祭翌日の月曜日
※6月上旬	タバスキ (犠牲祭)
※6月下旬	タマハリ (イスラム正月)
8月15日	聖マリア被昇天祭
※8月下旬	モウルード (マハメッド生誕祭)
11月1日	諸聖人祭
12月25日	クリスマス

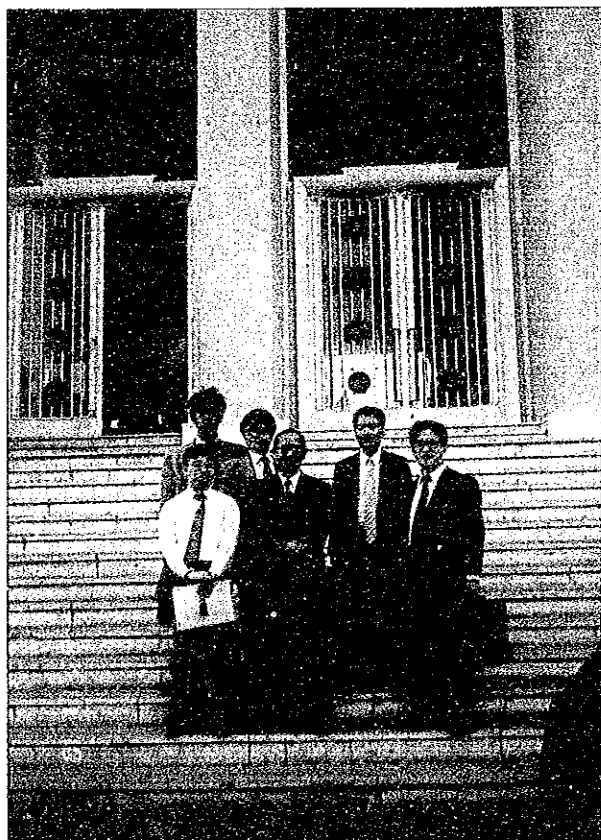
※印は月次第で流動的

セネガル

真中（左）：国際協力局長



首相府官房
国際協力局



セネガル

合同庁舎前
後列左端
在セネガル日本大使館
堀内担当書記官
前列左端
JICAセネガル事務所
三浦所員
その他団員

3. コートジボワール

アフリカ青年招へい事業実施協議調査項目

調査対象国：コートジボワール

調査対象機関：外務省他

(1) 協議項目

	調査事項	協議および確認事項	調査結果
大使館 JICA事務所	①口上書 ②窓口機関 ③査証 ④往復航空券 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交換の(再)確認。 ・相手側期間の確認。(原則として技術協力の窓口) ・大使館のない国については、本人出頭によりロンドンまたはパリで取得する。在英、仏大使館には青年が両地に入る2週間前に本省より査証発給指示の打電あり。他の大使館については転電。 ・PTA 送付。(招へい青年の職場宛のフォロー) ・宗教、食事、医療、防寒対策等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月2日大使館より発出(別添写) ・外務省(技協の窓口) ・PTA 送付は研修員と同様で可。 ・防寒具については販売されていないが、親戚、友人等から借用する模様。
窓口機関	①招へい分野の確認 ②選考基準の確認 ③言語 ④人選方法の調査 ⑤要請書の送付 ⑥名簿の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員(中等教育従事者)を対象とする(なお、招へい対象国は47カ国1国連機関) ・招へい対象年齢：20～35才 ・心身ともに健康な者。(妊娠は不適合要件) ・代替候補者も必ず選出するよう依頼。 ・原則として要領のとおりで依頼。 ・要請書は12月20日までに本邦に届くよう依頼。 ・要請書には自己健康診断書を添付のこと。 ・要請書は1人につき4セット提出。写真はオリジナルをそれぞれ貼付のこと。 ・年齢等、必要事項を大使館に前広に通報するよう依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 人選のための関係省庁による組織作りを準備中とのこと。来年度以降にはこの組織を公式化する予定である。 A/P 提出期限厳守について了解するが、念の為、在アビジャン日本大使館から確認レターが欲しい。(大使館に伝達済。)
来年度計画	招へい分野・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の希望聴取。 ・教員および開発・経済関係公務員を対象とす予定。 ・来年度に向けての人選準備を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 了解済。 できるだけ多くの青年男女の招へいを希望。
現地利エンション	①実施場所及び期間 ②内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA英国およびフランス事務所によるエンターション(2月17日～19日) ・開講式、JICA事業紹介、本件事業に係る説明、日本の紹介VTR鑑賞、日本のマナー紹介および日本語学習等。 ・青年の宿泊先の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・当地送付のビデオは一般的に普及しているSECOMとしてほしい。(仏方式)
本邦加方	①テーマ ②その他希望聴取(実施期間)(委託先団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と女性(WID/教育における女性の役割)を基調テーマとすることを説明。 ・2月20日～3月21日(30日間) ・(財)日本国際協力センター ・(財)大阪府国際交流財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムについて特に希望は無かった。

(2) 各国事情

① 宗教	・コートジボアール国系の方は、キリスト教徒が多く、政府役人も同国系の割合が高い。 従って、招聘青年もキリスト教徒の可能性が高い。
② タブー	・イスラム教徒の一般的なタブー以外は特に留意すべき点は無し。
③ 食事	・イスラム教徒の一般的なタブー以外は特に留意すべき点は無し。
④ その他	暦年度は1月1日～12月31日 学校年度は10月～9月（7月～9月は夏期休暇であり、この間の招聘は難しいだろうと、大使館よりコメントがあった。）

(3) 主要面談者

窓口機関	外務省 国際協力局長 Mr. T. DEMEL 官房 Mr. K. MLINGUI 総務財務局人事次長 Mr. H. KOUASSI 二国間協力部次長 Mr. A. KOFFI 国際協力担当 Mr. K. MANKONGA 広報担当 Mr. D. IPO 青年スポーツ省 青年局次長 Mr. J. YEDE 教授 Mr. O. KAMARA	教育省 教員 Mr. S. YOUSOUF 経済財政計画省 官房 Mr. N. ELIANON 高等教育研究省 研究担当 Mr. I. N. SEVEDE
大使館	参事官 軽部 洋 一等書記官 國枝 正	
JOCV 事務所	調整員 渡辺 建 3年2次統計 脇坂 誠也 4年1次SE 鈴木 勉 4年2次美容師 浅野目 仁 5年1次電子機器 福田 勇次	5年1次ピアノ教師 川池 友代
その他	現地の教科書三冊をアビジャン市内の本屋にて購入した。（歴史、数学、地理）	

(4) コートジボワール国祝祭日

1月1日	元旦
※4月上旬	エイドフィトル (マカ断食明け大祭)
※4月中旬 ※	復活祭 復活祭翌日の月曜日
5月1日	メーデー
※5月下旬 ※ ※	キリスト昇天祭 (復活祭の40日後) 聖霊降臨節 (復活祭後7度目の日曜日) 聖霊降臨節翌日の月曜日
※6月	タバスキ (犠牲祭)
8月15日	聖マリア被昇天祭
11月1日	万聖祭
11月15日	コートジボアール平和の日
12月7日	コートジボアール共和国独立記念日
12月25日	クリスマス

※印はキリスト教およびイスラム暦による祝日のため、年によって日が異なる。



コートジボアール
外務省にて
合同会議



ブルキナファン
対外関係省にて
合同会議

